

# GIFU

岐阜県環境保全協会報

1994／第19号

平成6年3月30日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

創立5周年記念特集号



社団法人岐阜県環境保全協会  
岐阜市萩原南1-11-12 水産会館内

## 目 次

巻頭あいさつ ごあいさつ ..... 理事長小瀬洋喜 ..... 2

### 創立5周年記念特集

祝辭	岐阜県知事梶原拓	4
祝辭	岐阜県議会議長古川利雄	5
協会創立5周年を祝して	岐阜市长浅野勇	6
祝辞	社全国産業廃棄物連合会長太田忠雄	7

グラビア 写真でみる協会の5年 ..... 8

特別寄稿 創設期を顧みて	元岐阜県環境整備課長天野純二	12
創立5周年を祝して	岐阜県環境整備課長鷲見徹	14
協会への期待	岐阜市環境総務課長坂井淨	15
排出事業者として	西南濃産業廃棄物処理推進協議会長井上征四郎	17
協会への期待	岐阜プラスチック工業㈱西村栄治	18
暗中模索の日々	元協会専務理事小林和	20
スタートを振り返って	元協会事務局長山田久	22

会員の声 協会創立5周年に思う ..... 23

アピール 地球環境の保全、資源化の促進をめざして ..... 24

資料 協会5年の歩み ..... 26

協会だより ..... 34

トピックス 岐阜県平成6年度予算を発表 ..... 37

再資源化貢献企業表彰 ..... 37

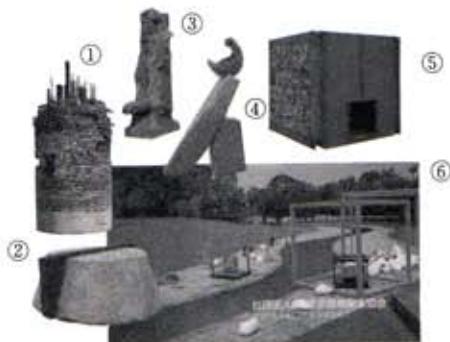
感染性廃棄物処理自主基準 ..... 38

お知らせ	大臣認定 産業廃棄物処理業許可講習会	38
	大臣認定 特別管理産業廃棄物管理責任者講習	40
道 路 交 通 法 の 改 正		42
マニフェスト購入代金について		43
<b>編集後記</b>		44
<b>創立5周年記念協賛広告</b>		45

**表紙写真****リサイクル芸術広場**

私たちが、文化的な生活を営んでいくには、ゴミの発生は不可避です。山紫水明のこの美しい郷土を守るために、廃棄物の減量化とリサイクルに真剣にとりくまなければなりません。

岐阜県では、廃棄物の減量化とリサイクルを身近に感じてもらうため、県内在住の作家6人により、空き缶、廃プラスチックなどを素材としてリサイクル・アートを製作されました。これら作品は、昨年、白川町の「クオーレふれあいの里」で行われた「地球環境まつり'93」会場のモニュメントの芸術広場として展示され、同所には本年10月31日まで展示されています。



- |                |       |
|----------------|-------|
| ①「場と徵候」        | 服部八美作 |
| ②「アトハ野トナレ山トナレ」 | 高田吉朗作 |
| ③「残像」          | 竹屋修作  |
| ④「舟と女と月」       | 水野幸道作 |
| ⑤「MURO(室)」     | 近藤好弘作 |
| ⑥「原風景～白川～」     | 土屋明之作 |

(写真提供：岐阜県環境整備課)



## ごあいさつ

理事長

小瀬洋喜

平成6年4月11日、おかげさまで、本協会は、創立5周年を迎えることになりました。そして、今、次の5年に向かって新たな第一歩を踏み出すことになりました。

顧みますと、本協会は、平成元年、県・市町村を始め県内産業界挙げてのご支援の基に「環境を守り、産業を支える」を合言葉に、処理事業者、排出事業者、行政の三者の構成による社団法人岐阜県環境保全協会として誕生いたしました。

以来、産業廃棄物対策基金の創設、教育研修活動、一般住民啓発活動等に会員一丸となって取り組んでまいり、産業廃棄物処理への信頼の向上、廃棄物の適正処理の推進に微力ながら寄与してまいりました。とりわけ、行政、処理事業者、排出事業者の「三位一体」となった広い視野に立った取組みは、県内外から少なからぬ評価を頂いているところであります。

これもひとえに、関係行政機関、産業界、地域社会など関係各位からの暖かいご支援と、創立に携わられた先輩諸兄の叡智の賜物と、心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、産業廃棄物を取り巻く環境は、依然として厳しいものがありますが、近年における環境保全への世界的世論の高まり、資源の持続的供給確保の施策実施への要求の高まり、産業活性化のための産業廃棄物処理の必須性の認識の高まり等から、廃棄物の一層の減量化・適正処理と再資源化が強く要請され、これに対応して、再生資源利用促進法、廃棄物処理法の抜本的改正、産業廃棄物処理特定施設整備促進法等、廃棄物に関する諸法

制も整備され、廃棄物の適正処理、リサイクルへの公共関与の制度的枠組みが確立されてまいり、全国的に公共関与への動きが急速に高まってまいりました。

県におかれましても、昨年来、廃棄物問題を県政の最重点の点検項目として位置付けられ、リサイクルの徹底、安全第一、公共関与、自己完結、複合行政の五本柱を「廃棄物、リサイクル五原則」とし、これを廃棄物行政の指導理念として施策を推進されております。この五原則のもと産業廃棄物処理に関しましては、現下の逼迫した処分場問題に対処するため、一層の適正処理をすすめるとともに公共関与という新しい時代の処理体制確立に向けての施策としての処理施設とスポーツ・リクリエーション等の施設と一体化した地域環境複合施設としての「地球環境村」構想を示され、その実現をめざして積極的に推進しておられるところであります。

このように、廃棄物行政を取り巻く環境は、大きく変化しつつあります。

こうした状況のなか、我が協会におきましても、創立以来、行政の動きを的確に捉え、新しい時代の処理体制への変革に向けての事業展開をしてまいりましたが、なかでも、特筆すべきは、県・市町村、産業界をはじめ関係各位の絶大なるご支援の基に成し遂げられた産業廃棄物対策基金造成事業における目標達成であります。

そもそも、本協会の発足は、深刻な処分場設置難を打開し、共同処分場を確保することが、主要な事業目標であったことは、設立当初の定款にも

明らかであります。このためには、何よりも産業廃棄物問題についての理解を得ること、とくに住民に対して「処理施設の安全性」の保証が急務であるとして、協会は、その発足と同時にこの事業に着手し、平成2年度から3か年間に当面、3億円を目標として県・市町村、処理事業者及び排出事業者から拠出を得て、昨年3月には、目標を上回る3億1千万円余を積立てることができ、成功裡に3か年間の造成事業を終えました。

この3年間、折からの景気低迷の厳しい経済情勢の中にあったにもかかわらず、とくに、本基金へのご寄付をお願いいたしました、一般排出事業者各位の「緊迫した産業廃棄物処理問題」に対する深いご理解と、多大なご協力を頂いたことは誠にありがたく、改めて感謝申し上げる次第でございます。

この基金造成事業の成功は、まさに、本協会の三位一体の成果であり、産業廃棄物処理への公共関与の第一歩を記したと言うことができます。

こうした協会創立以来の事業の輝かしい実績は、新しい廃棄物処理体制への転換に向けての取組みがありました。

協会は、いま、次なる5年に向かって、新たな一步を踏み出そうとしております。協会の次の5年は、これまでの活動の実績の上に立って、新しい産業廃棄物処理体制を確立するための5年でなければならないと考えます。

それには、先ず、公共の支援による処理施設整備を実現するとともに、この施設の管理機能を核として、施設の運営管理者、処理事業者、排出事業者の三者が、それぞれの責任と役割を分担し合い、新しい時代の要請する「適正処理」を推進するための「密接な相互の連携システム」を構築することが必要であります。さらには、処理事業を技術的にも、経営的にも確立し、独立の「新環境産業」にまで高めることが必要であります。

もとより、これらの新しい体制の実現は、協会独自の力のみではできることではありませんが、行政をはじめ産業界、関係各位のご支援、ご指導を仰ぎながら、協会の過去5年の歩みがそうであったように、つねに、時代の変化を先取りしながら、若々しい発想で、新しい創造に取り組んで行かなければならぬと、その意を新たにしているところであります。

なお、協会といたしましては、今回の創立5周年を記念し、次回の通常総会を期して、記念式典、一般啓発事業等の記念事業を計画いたしておりますので、私どもの意のあるところをお汲みとりいただき、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、関係各位を始め会員の皆様に対し、深甚なる感謝の意を表し、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げ、ご挨拶いたします。



## 祝　　辞

岐阜県知事

梶　原　　拓

社団法人岐阜県環境保全協会が創立5周年を迎えるにあたって、心からお祝いを申し上げます。

また、会員の皆様方におかれましては、日頃より産業廃棄物の適正処理を通して岐阜県の環境保全行政の推進に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、私も、平成5年半ばまで、約4年間貴協会の理事長として協会の運営に努力してまいりましたが、その間に当面の目標でありました3億円の岐阜県産業廃棄物対策基金の造成を達成することができ、改めて関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

なお、この間、県では「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を制定し、「廃棄物・リサイクルの五原則」(リサイクルの徹底、安全第一、自己完結、公共関与、複合行政)を掲げて「廃棄物・リサイクル」を平成5年度県政の重点・点検項目として位置づけ、廃棄物の適正処理に努めているところであります。

しかし、産業廃棄物をとりまく情勢は、埋立施設や焼却施設の確保難等により、楽観を許さない状況であると実感いたしております。

産業廃棄物の適正処理にとって、これら処理施設の安定的な確保は不可欠ですが、県民の皆様の多くはその必要性は認めながらも、やはり「迷惑施設」との意識が強いようです。

今後、産業廃棄物処理施設の建設が地域住民に受け入れられるためには、排出事業者及び処理業者の皆様が、万に一つも事故や環境汚染を引き起

こさないとの信念のもとに適正処理に努め、地道な努力によって県民の皆様の信用を得ていただくことが望されます。

また、さらに一步進んで、産業廃棄物処理施設の建設を計画される方は、スポーツ施設や公園などと組み合わせた地域環境複合型施設として計画することによって、「迷惑施設」からの脱却をめざす時期にきていると考えております。

排出事業者の皆様におかれましても、自ら排出する産業廃棄物が適正に処理されることを最後まで確認していただき、廃棄物の的確・適正な処理の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、私は、知事就任当初から「夢おこし県政」を進めてまいりまして、県民の皆様から直接県政に対するご要望をお聞きし、それを長良川スポーツプラザ、県民ふれあい会館等の形で実現させてまいりましたが、「環境保全」に対するご要望も大変多く、県政の最も重要な課題の一つであると考えております。会員の皆様は、まさにこの「環境保全」の担い手として期待されておりますので今後ともなお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

貴協会は、5年という節目を迎えられ、いよいよその真価が問われる時となりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。



## 祝　　辞

岐阜県議会議長

古川利雄

このたび、社団法人岐阜県環境保全協会が設立5周年を迎えるにあたり、岐阜県議会を代表して一言お祝いを申し上げます。

貴協会は、産業廃棄物の適正な処理に関する事業等を通じ、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的として産業廃棄物処理業者、排出事業者、県・市町村の三者により平成元年に設立され、以来、産業廃棄物の適正処理と処理業者の社会的地位向上のため、大きく貢献されてきました。ここに、心から敬意を表する次第であります。

近年の高度経済成長と国民の生活水準の向上は、産業廃棄物の多量化・多様化をもたらし、その円滑な処理は極めて困難な状況にあり、産業廃棄物処理問題は、今や避けて通れない重要な緊急を要する課題となっております。

また、産業廃棄物処分場の確保にあたって、地域住民の理解と協力を得ることは、非常に厳しい状況にあります。

このような中で、貴協会におかれましては、「地球環境まつり」や、「クリーンキャンペーン」等

の一般啓発事業や産業廃棄物の不法投棄監視等の事業に積極的に参画されております。

また、行政、処理業者、排出事業者が一体となって、産業廃棄物処分場の安全性・信頼性を担保するため産業廃棄物対策基金を全国に先がけて創設され、その充実を図りつつ、積極的に取り組んでおられますことは誠に心強いものがあります。

産業廃棄物対策は、排出業者、処理業者、地域住民の相互の理解と協力のもとに推進されなければなりません。そのためには、「環境を守り、産業を支える」を合言葉として努力されている貴協会の活動に期待するところは大なるものがあります。

県議会といたしましても産業廃棄物行政推進の一翼を担って、快適な生活環境を確保し、美しい住みよい岐阜県を創るため、最大限の支援をしてまいりますので、皆様方の今後一層のご尽力をご期待申し上げます。

終わりに、社団法人岐阜県環境保全協会の益々のご発展と皆様方のご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とします。



## 協会創立5周年を祝して

岐阜市長

浅野 勇

社団法人岐阜県環境保全協会創立5周年おめでとうございます。

また岐阜市の廃棄物行政には多大なるご尽力を頂き、誠にありがとうございます。

最近は廃棄物というものが身近なものとして、テレビ・新聞等で多く報道され市民の関心も非常に高くなっています。岐阜市としても現在の一般廃棄物の埋立処分場が後数年で満杯になるため、新しい埋立処分場の建設を、近隣の住民の方々の深いご理解をいただき工事に着手致しました。しかし、この埋立処分場でさえも今の一般廃棄物の排出量が続く限り何年か先には一杯になってしまふため、次々と新しい埋立処分場を作っていくというイタチごっこに似た様相となっています。これを断ち切るための良い方策はないかと頭をなやませています。

島根県の安来市では、今まで単に焼却され、しかも発熱温度が高いため焼却炉を傷めるやっかいもののプラスチックを分別収集して灯油にかえるという油化装置を使う事によって、かなりのゴミの減量を果たすと同時に炉の傷みも少なくしてい

るという事を聞きました。

一般廃棄物の埋立処分場は焼却灰が殆どですが、産業廃棄物は現在いろんな方法での再利用が始まっています、かなり有望なものもあることを見聞してはおりますが、常日頃からの皆様方の努力が少しずつ形になって来ているのではと嬉しく思っています。

そんな折、貴協会が創立5周年という大きな節目を迎え、排出事業者・処理業者・行政が三位一体となって進んでおられる姿に大変力強いものを感じています。

あちこちで設立されている廃棄物処理センターが、岐阜県においても貴協会の大きな力によって設立されて、産業廃棄物処理業の一層の適正化が進むことを願って止みません。協会設立時の様な熱意を持ってあたれば大きな果実を皆さんとともに分け合う事が出来るものと確信しています。

近い将来には廃棄物処理センターによる産業廃棄物の処分場が実現する事を望むとともに、協会の益々の御発展をお祈りしながら、お祝いの言葉とさせていただきます。

## 祝　　辞



社団法人 全国産業廃棄物連合会

会長 太田 忠雄

社団法人岐阜県環境保全協会が創立5周年を迎えられること誠にご同慶の至りで心からお祝い申し上げます。

近年の産業経済の発展と生活様式の変化などに伴い、産業廃棄物の排出量の増大と質の多様化により、適正処理がますます困難となりつつある今日、不法投棄や不適正処理が社会的問題となるなど産業廃棄物をとりまく情勢は極めて深刻なものとなっております。このような中で廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正法が平成4年7月に施行され、国民、事業者、行政それぞれの責務の明確化、廃棄物の減量化及び再利用の促進、適正処理の確保、処理施設の計画的整備等の施策が展開されつつありますが、内容的には、規制の強化、措置命令や罰則の強化など相当きびしいものとなっております。連合会としましては、これらに適切に対処し、適正処理や施設の整備促進、優良業者の育成などに銳意努めていかなければならぬと考えております。

また、近年における産業廃棄物の処理施設は、土地の高騰や地域住民の反対などにより設置がますます困難となってきており、特に最終処分場は全国的に不足を来たしているため、施設の整備促進が緊急の課題となっております。これらを解決するためには民間処理業者の努力だけでは困難であり、公共関与の支援が必要不可欠であります。そのため、平成4年9月、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備促進に関する法律が施行され、産業廃棄物処理施設の設置を促進するための制度的枠組みが整備されたところであり、今後の処理

施設の整備に重要な役割を果たすものと大いに期待するものであります。

また、平成4年6月には、ブラジルにおいて、世界160か国から各国の首脳が集い将来の人類のため豊かで美しい地球を残すことを世界共通の課題として、地球サミットが開催されリオ宣言やアジェンダ21がまとめられ、環境と開発に関して先進国、開発途上国などさまざまな立場にある世界の国々が合意に至ったことは大きな成果であります。さらに有害廃棄物の国際的越境移動に係る適正管理を目的としたバーゼル条約が平成4年5月に発効したことに伴い、平成5年12月には、関連の廃棄物処理法の改正や特定有害物等の輸出入等に関する法律が公布されるなど環境問題は、今や一つの国だけの問題ではなく、全地球的な問題となっております。国民1人ひとりが環境問題について再認識し、全ての住民が協力して地球の保護と環境保全のために努力しなければなりません。

動脈は経済成長に伴う生産活動の波であり、静脈は廃棄物を適正に処理する波ですが、両者のバランスが崩れれば生産活動と廃棄物処理活動の維持は不可能となります。私どもは皆様方のご理解と排出事業者の相互協力により、我が国の経済を支えていかなければなりません。

静脈産業に従事する私どもは、処理業という社会的使命を自覚し、資質の向上に努めてまいりますので、皆様方のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、貴協会並びに関係者皆様のますますのご発展を祈念いたし祝辞とさせていただきます。

## 写真でみる協会の5年

設立総会



理事長就任あいさつをする梶原県知事



設立総会全景



お祝いにご臨席のご来賓

会場玄関



執行部



設立記念祝賀会全景

## 平成元年度



第1回通常総会  
設立後1年 この総会において産業廃棄物対策基金の創設が議決された

2.3.19



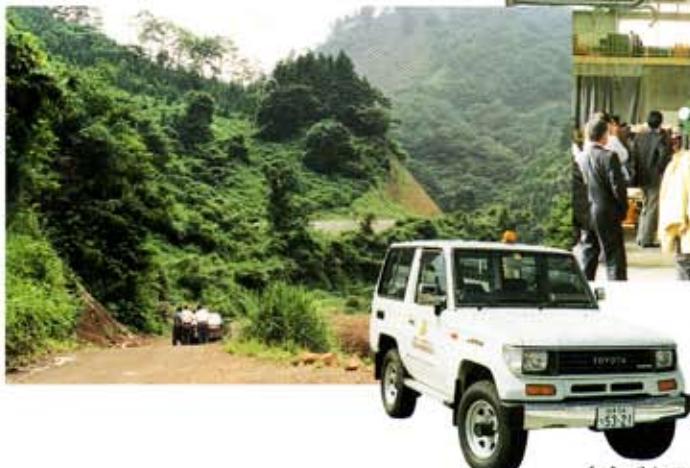
設立後初の研修会（消費税説明会）1.7.17



経営改善研修会に参集の経営者  
1.9.7

# グラビア

平成 2 年度



廃棄物処理施設視察 2.11.27

自主パトロールに威力を発揮する  
4 WD車 3.1.購入

平成 3 年度



県主催のリサイクルガヤガヤ会議に協会も参加 3.4.16

平成 4 年度



県の「美しいふるさと運動」に協賛して行った  
空缶クリーンキャンペーン行事 4.6.5



岐阜県との共催による資源化シンポジウム (岐阜市メモリアルセンター 3.9.13)



「地球環境まつり '92」このまつりに協賛して協会は「地球  
環境百科展」を開催 4.11.4 間市で



地球環境百科展  
テープカット

改正廃棄物処理法施行後  
初の特管産廃収運課程講習会 5.2.15

一般市民で押すな押す  
なの盛況 百科展会場

出展19社（団体）  
入場者1,600人

## 平成5年度

新理事長に小瀬洋喜氏を  
選任 第8回通常総会  
5.6.29

行政との交流研修会  
県下11保健所、岐阜市、大  
垣市と会員  
ウェステック'93会場で  
5.7.15

環境クイズ、スタンプラリー  
「地球環境まつり'93」に協賛  
実施 5.10.31白川町で





## 創設期を顧みて

天野純二  
(元岐阜県環境整備課長)

協会創立5周年おめでとうございます。

ふりかえれば、設立の気運の始まりました昭和62~63年当時、日本は高度成長期にあり、産業経済の発展とともに産業廃棄物は増え続け、豊かな自然環境に恵まれた本県においては、年々増加する産業廃棄物の量の増大と質的な変化に、その適正処理の確保が生活環境の保全上緊急な課題となっていました。その中でも本県の最終処分場の残余容量が問題化し、産業廃棄物量がこのままの状態で排出されると、あと2年で満杯になると想われ、再生利用による減量化と最終処分場の確保が大きな課題となっていました。

当時、県下各地では産業廃棄物処理業者による最終処分場新設の計画が数多くありました。

- (1) 最終処分場排水（浸出水）による地下水、河川水の汚染
- (2) 地元地域にとって大切な自然破壊
- (3) 将来にわたっての汚染防止の不安
- (4) 最終処分場設置後の不測の事態（倒産、天災）の心配
- (5) 頻繁な大型車通行による交通事故、道路破損の懸念

等の理由から、「最終処分場＝迷惑施設」の図式が定着し、これに加えて、地域住民の過大な要求に対する対応の困難さが加わり、いずれも計画を断念せざるを得ないような状況にありました。

当時、厚生省におきましては、かかる事態を踏まえ、業界の資質の向上及び産業廃棄物処理業者団体の育成を通じての業界の適正化をはかるため、処理業者団体の社団法人化の指導もあり、ま

た、岐阜県産業廃棄物処理協同組合（以下岐産協という）も、岐阜県議会に対して「産業廃棄物の適正処理を実現するため、官民一体となる社団法人を設立すること。」の陳情書の提出もされておりました。

そこで、昭和63年6月岐阜県と岐産協とが協力して社団法人を設立することについて合意し、作業がスタートしたのであります。

実務担当者として県環境整備課から松井産業廃棄物係長、岐産協から山田事務局長があたり、岐産協幹部との協議、県当局との協議等、短期間に精力的に進められました。この間、相互に意見の相違等もありましたが、次のような社団法人基本構想をまとめあげました。

- (1) 公益性を強く前面に出すため、処理業者のみの団体とせず、排出事業者及び行政も取り込んだ社団法人とする。
  - (2) 地域住民や市町村からも、信頼がえられる団体をめざす。
  - (3) 将来、この社団法人で共同最終処分場の設置も考える。
  - (4) 理事長は、処理業者以外から選出する。
- 以上の基本構想を踏まえ、設立目的、事業概要、会員構成、組織などの検討にはいったのであります。

この中で特に配慮したことは、業界の資質の向上、適正処理遂行上排出事業者の認識を高めるための取込み方、「産廃＝公害」連想打破のため、特に「埋立て終了後の半永久的な生活環境保全の担保」を如何にするか等の点であります。

ここに他県の同種の社団法人と比べ、次の特色をもつ社団法人の設立にむかって作業を進めることになりました。

- (1) 正会員に処理業者だけでなく、自社最終処分を行っている事業者も含める。
- (2) 賛助会員制を採用し、排出事業者を積極的に参加させるが、当面は、9保健所単位の地域産業廃棄物処理推進協議会及び岐阜県メッキ工業組合等県下单一組合等も加入させる。
- (3) 特別会員に、許可権限者の岐阜県、岐阜市のはか、市長会、町村会長、学識経験者を含める。
- (4) 理事の構成は産業廃棄物処理業者と処理業者以外を半々にし、理事長には、学識経験者をあてる。
- (5) 主要事業としては、今後の果たすべき重要な役割として「地域住民及び関係者の信頼性の確立」を掲げ、  
①埋立て終了後の最終処分場の維持管理の代行  
②共同最終処分場の設置  
③最終処分場の不測の事態に対処するための基金の創設

ここに以上の特色をもった社団法人の定款（原案）作りにはいるとともに、県当局、県議会、市長会、町村長会、各地域産業廃棄物処理推進協議会及び岐阜県メッキ工業組合等県下单一組合などに対する社団法人設立の趣旨説明と参加協力についてお願いにまいりましたが、当時自民党岐阜県支部には、「環境問題研究会」が設置されていたこと等環境問題を含め産業廃棄物に対する社会的関心の高さ、理解があり、会費、基金造成の拠出等金銭的な問題もあわせて参加等のご賛同が頂けたところです。

振り返りますと、昭和63年6月準備にかかる以来半年後の12月には、第1回設立準備委員会開催に、翌年3月には第1回設立発起人会の発足にこぎつけられましたのは、実務担当者の松井係長、

山田事務局長の寝食を忘れての活躍、岐阜協幹部の自己の業務を離れての連日の協議、当時の井口県衛生環境部長さんならびに桑田県衛生環境部次長さんのご指導、ご援助、特に桑田次長さんには、財政面を含めての関係団体方面への配慮等をいただき、この様に短期間で設立にこぎつけられたのも、ひとえにかかる皆様のおかげと誌上を借りて厚く御礼申し上げます。

平成元年4月11日関係各方面から多数のご来賓をお迎えし、ここに処理業界、排出事業者、行政機関による「三位一体」の岐阜県環境保全協会の設立総会を開催し、正会員133社により発足したのであります。

設立以来現在まで5年、この間、廃棄物関連三法の整備とこれに基づく廃棄物の適正処理の推進、減量化と再生利用の徹底、廃棄物処理への公共関与等、本協会が目指した新しい廃棄物処理体制への推進がはかられ、また、産業廃棄物対策基金につきましても当初計画の3億円が昨年3月に達成されたとのこと、今後新しい廃棄物処理体制の転換にあわせた協会の活動が望めるものではないでしょうか。

昨年6月には、設立以来の梶原知事に代わり新たに小瀬先生が理事長に就任されました。小瀬先生は、昭和43年私が岐阜県公害行政の始まりに従事した時から、ご指導頂いた先生で環境問題にも大変ご造詣が深く本協会の飛躍・充実・発展に最適任者としてご活躍いただけるものと確信しております。

終わりに、社団法人岐阜県環境保全協会並びに会員皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして筆を終わらせて頂きます。



## 創立 5 周年を祝して

岐阜県衛生環境部環境整備課長

鷺 見 徹

平成元年に設立されました社団法人岐阜県環境保全協会が、創立以来5周年目を迎えるにあたり、心からお祝いを申し上げます。

会員の皆様方には、平素より廃棄物行政の円滑な推進に格別のご理解と多大なるご協力を賜っており厚くお礼を申し上げます。

また、産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応と環境汚染の防止、更には、県民の安全な生活の確保と環境保全を図ることを目的として創設された産業廃棄物対策基金の当面の目標額である3億円の造成を貴協会員の格段のご尽力により達成されたことも、ひとえに会員皆様方のひと方ならぬ努力の現れとお慶び申し上げます。

さて、私も昨年に環境整備課に着任しましてから法令等の的確な運用により、本県の産業廃棄物行政に全力を傾注しておりますが、産業廃棄物を取り巻く現状は今後ますます厳しいものになるものと思われます。

ご存じのとおり、わが国の社会経済の急速な発展により、国民の生活水準は飛躍的に向上してまいりましたが、その反面、産業活動に伴って発生する廃棄物の増大、技術革新による排出形態の多様化の中、最終処分場の確保の困難性、県境を越えた廃棄物の広域移動、排出事業者が自ら設置する処理施設の不足などが産業廃棄物を取り巻く現況となっております。

最近の環境問題は地球的規模で人類が抱える問題の一つであります。

その中でも特に、産業廃棄物の問題は住民の身近な問題として度々マスコミにも取り上げられ施設設置反対等の論議を巻き起こしております。

これは、過去における処理業者や処理施設の一部が環境に好ましくない影響を与えたこともあった事が、住民の不信感を招き、全ての関係業者が信用出来ないと誤解を生み、産業廃棄物という言葉だけで、住民の反対運動が起きるようになったと言わざるを得ないのも事実であります。

しかし、産業廃棄物の適正処理推進のためには、このように逼迫した現実を開拓しなければなりません。

今後も、廃棄物・リサイクルの五原則（リサイクルの徹底・安全第一・自己完結・公共関与・複合行政）を基本として諸施設整備の推進を図り、県民の生活環境の保全と処理施設等に対する住民の信頼の確保等を目標に職員共々努力して参る所存であります。

会員の皆様方には、廃棄物の適正処理は人類が抱える最重要課題の一つであることを今一度ご認識いただき、それぞれの立場から県民の生活環境の保全に向けてなお一層ご尽力され、貴協会の事業活動が益々実のあるものとなるよう努力されることを期待いたします。

最後に、この5周年を機として社団法人岐阜県環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝ご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



## 環境保全協会への期待

岐阜市生活環境部次長兼環境総務課長

坂 井 浩

社団法人岐阜県環境保全協会設立5周年おめでとうございます。

会員の皆様方には廃棄物行政に種々御協力を賜り感謝申し上げます。

### はじめに

ますます増大、多様化する産業廃棄物の適正処理を業界、排出業者、行政が三位一体となって推進するために発足した社団法人岐阜県環境保全協会も設立後5年を経過しました。振り返りますと、この5年の間に法律の大改正等があり、産業廃棄物を取り巻く環境は、著しく変わってきております。こうした時期に、公益法人として発足した協会は基金の創設をはじめ種々の施策に取り組んでこられ、協会が、設立に当たって掲げた目的と役割（産業廃棄物処理関係者の資質の向上、地域住民への広報啓発、処理処分、再資源化等に関する情報収集、情報交換並びに地域の実状、自然環境に応じた適正処理方法の研究及び技術開発等を図る公益的専門機関）は結実しつつあります。

更なる御発展を望むものであります。

### 行政への橋渡し

今後、産業廃棄物処理業はますます発展する産業であると思います。大部分の人は物を製造する側に携わっているわけですが、これら製造物はいずれすべて廃棄物となります。いいかえますと、製造された物と同じ量が廃棄物となって排出されるわけです。それにしては、廃棄物を処理することに携わっている人が少ないと思います。また、

廃棄物処理業として社会的にも十分認知されているとはいえないません。しかし、社会にとっては非常に重要な産業であることは申すまでもありません。

私ども地方公共団体は、国の機関委任事務として廃棄物処理に関して監視、指導等を行っているわけですが、実際に業務を行っておりますと、なかなか法律どおりにはいかない場合があります。法解釈においても微妙な点が多くあり、日常業務等において色々と苦慮しております。また、対象が非常に多いということです。産業廃棄物の処理業者は300業者ほどですが、排出者となると、岐阜市の全事業所が対象となります。行政としてこれらに対して、全力をあげて取り組まなければならないわけですが、どうしても埋まらない部分がでてくる、そういうところを保全協会として、行政と業界の橋渡し役を担ってもらいたいと思います。

### 業界のイメージアップ

産業廃棄物処理業界の最大の課題は、不適正処理の追放であると思います。処理業者の大部分の方は適正処理に努めておられます。ほんの一部分の人達が不適正な処理をしているために業界全体のイメージを悪くしております。このことは廃棄物を処理する上で大変なネックになっております。中間処理場や最終処分場等の処理施設を設置しようとしても住民の同意がもらえないといったことも住民の「無理解」や「反対のための反対」だけではないと思います。そこには必ず処理業者

## 特 別 寄 稿

イコール不適正処理、産業廃棄物イコール有害物の図式が潜んでおります。

少なくとも保全協会の会員である処理業者からは不適正処理が発生することがないよう、研修会などを通じ指導していただきたいと思います。業界のイメージが向上すれば、おのずとその社会的信用も向上するものと思われます。廃棄物処理業の重要性を住民に理解してもらう努力が必要であり、保全協会の使命であると考えます。

### おわりに

産業廃棄物問題は種々な問題をはらんでおり、これを解決することが行政を含めて産業廃棄物処理に携わる者の責務です。保全協会が今後も処理

業界全体のイメージアップ、レベルアップのため、先導的役割を果たされ、住民はもとより、行政や排出業者にも信頼される組織となり、処理業者の方々すべてが、廃棄物処理のプロフェッショナルとして、排出事業者等に指導する立場になるくらいの資質を備えて頂きたいと思います。

これからは、業界全体が一致団結し、一社でも多く保全協会に加入され、誰からも信頼してもらえるよう努力すれば、不必要的誤解もなくなるものと思います。

行政と業界のパイプ役として、良きパートナーとして、今後ますます御活躍されるよう期待しております。

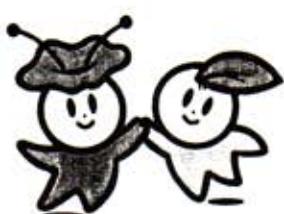
花をキーワードに夢と感動を未来へ — 花・夢・人

国際花と緑の博覧会 5周年記念・花の都ぎふ

花フェスタ'95



入場前売り券は、市町村、プレイガイドで4月26日から発売します。



ゆめかちゃん

ゆめとくん

会場 岐阜県営可児公園

(花トピア)

会期 平成7年4月26日～  
6月4日 (40日間)

問い合わせ先

財花の都ぎふ推進センター

☎ (0582) 72-7661



## 産業廃棄物排出事業者として

西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長

井 上 征四郎

(東レ(株) 理事 岐阜工場長)

社団法人岐阜県環境保全協会が、発足して5年が経過しました。これまで、「環境を守り、産業を支える」を合い言葉に、産業廃棄物問題への住民の理解を得ること、処理の逼迫した状況打開、今後のあり方の追究などに取り組み、大きな成果をあげてこられました。関係各位のご努力に敬意を表します。

産業廃棄物処理の問題は、行政と処理業者のみの問題でないことは、いうまでもありません。このため私ども、産業廃棄物の排出事業者も当協会に賛助会員として参加し、産業廃棄物対策基金の造成、地球環境まつりなど当協会の活動に協力をしてまいりました。

しかし、今日廃棄物をめぐる状況は決して楽観できる状況にありません。経済規模の拡大、生活様式の変化により、廃棄物は増大し、質も変化しつつあります。このため廃棄物の処理、処分場の不足が目立ち、公害問題も心配されています。これに伴い廃棄物の処理、処分費用が高騰し、この状況が続くと、私どもの生活や企業活動にも支障を来たす深刻な状態になると予測されます。このため廃棄物の減量化、再利用化の検討が関係部署により懸命に努力されていますが問題解決に至っていないのが現状であり、私ども事業者にとって最重要課題の一つであることは言うまでもありません。

しかし、今日の環境問題は従来の局部的な公害問題から地球規模に拡大し幅広いものになってきています。そして工業立国である我が国環境問題に取り組む姿勢が問われてきました。こうした背

景から昨年は、廃棄物関連法が整備され、11月には、「環境基本法」が可決、成立しました。ここには、我が国の環境問題に対する基本理念がのべられ、私ども国民一人一人が果たすべき役割が明記されています。

これまでの公害問題は、とかく加害者（企業）対被害者（市民）といった図式が、一般的でしたが、今日では生活排水、廃棄物、生産・消費活動などに伴って必然的に生ずる地球温暖化、酸性雨など地球全体の問題と変化しています。したがって、すべての人が被害者であると同時に加害者であり、国民一人一人の問題となっています。このため、それぞれが公平な立場で役割分担を果たし問題解決にあたることが大切であります。

政府、企業、国民と私たち社会を構成するすべての者が主体的に・積極的に取り組むことが、環境に優しく、自由で活力ある社会の実現に不可欠です。この基本理念の実現のため、廃棄物処理法にも行政と処理業者のなすべきことと、排出事業者の責務を明記しています。特に事業者は、環境保全活動と経済発展活動の重要な担い手として、国、地方公共団体、処理業者と国民の協力を得ながら自主的・積極的に行動していくなければなりません。いいかえれば事業者は、今まで以上に環境問題に取り組み、規制に追われるのではなく、自ら先取りした対策を講じていく姿勢と能力を持つ必要があります。具体的には、事業活動（物の製造・加工・販売、その他）に係わる製品が使用又は廃棄されることによる環境への負荷低減と、再生資源その他の物が廃棄物になった場合に適正

な処置を講ずる責務があります。これらの責務は努力義務ですが、事業者の経営方針として大きな意味を持つものです。製品のライフサイクルを通じた環境影響を事業者が自主的に評価をし、製品の使用・廃棄による環境負荷の低減を図っていく必要があります。このためには、事業者があらかじめ環境影響を自ら適性調査、予測、評価し、適正な環境配慮を行っていかなくてはなりません。私どもはこの基本法の主旨に沿って、自らできる施策を講ずるだけでなく、お客様や他の企業にも積極的に働きかけて行きたいと思います。

県におかれても廃棄物問題は、最重要課題として位置付けられ「安全第一」「リサイクルの徹底」

「自己完結」「公共関与」そして「複合行政」の5本柱を基本として施策が推進されています。産業廃棄物処理に関しても、この5本柱を指導理念として関係者へ一層の適正処理を求められるとともに、県下の最終処分場不足の解消のため、廃棄物処理センター等廃棄物処理への公共関与の方針が検討されています。

21世紀に向けて、かけがえのない地球を健全な姿で子供達に引き継ぐことは、私ども全員の責務あります。行政と処理業者そして事業者が三位一体となり、全力で取り組んでいかねばと思います。今後とも関係各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



### 協会の今後に期待する

岐阜プラスチック工業株式会社

開発部 西 村 栄 治

岐阜県環境保全協会創立5周年を心からお慶び申し上げます。

この記念すべき特集号の発行に際して寄稿のご依頼を賜りましたので、環境問題に付きまして私どもプラスチック成形加工業の立場からの状況をご説明させていただき、ご理解を賜れば幸甚と存じます。

私どもプラスチック成形加工業は、プラスチックという人類の歴史の中で非常に新しい新素材、を加工する産業です。また金属の中にも鉄やアルミが存在するがごとく、一口にプラスチックと申しましても、ポリエチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル、ポリスチレン、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリアミド(ナイロン)、ポリアセタール、等々多種多様な種類がありまして、

その違いは一般消費者にはなかなかに理解しがたいものがあると思われます。

このため、平成3年に施行されました廃棄物再資源化促進法(リサイクル法)によりましても、指定品目として一部のプラスチック製品のリサイクルが義務化されましたが、プラスチックの種類が一般に見分けにくい事も一つの原因として普及が遅れている面もあります。

我々プラスチック産業に携わる者は、つい昨日まで社会的に有用な資材としてのプラスチックに対し誇りを持って生産を行ってきましたが、昨今の環境問題意識の高まりとともに、見直しの時期に来ている事はご承知の通りであります。

この様な情勢の中で、今プラスチック産業に於いては以下の様な考え方で環境問題に対応しよう

としております

①設計の見直し

- ・異種素材の混合使用をできるだけ避ける
- ・取外し性など廃棄後のリサイクルが容易な設計
- ・使用樹脂の標準化等

②リサイクルの推進

- ・マテリアルリサイクル

材料ロス・仕損じ品の再利用

P E Tボトル・プラスチックトレーなどの回収利用

市販再生材料の積極的利用

- ・ケミカルリサイクル
- ・サーマルリサイクル

③廃棄方法の見直し

当社におきましても微力ながら、以下の活動を通じ環境問題への対応を行っているところであります。

①リサイクル活動

- ・発泡スチロールトレーの回収と再利用
- ・オールリサイクル材料使用のパレットの製品化
- ・再生材料使用エコマーク商品の製品化

②環境問題関連商品の製品化

- ・分別回収容器等の製品化
- ・コンポスト容器の製品化
- ・医療廃棄物容器の製品化
- ・低燃焼エネルギー材料への代替
- ・生分解性プラスチックの研究

③産業廃棄物の減量

- ・社内焼却処理

この様な活動の中、リサイクルに絞って考えましても、企業として最終的に問題となってくる点としましては、コストの問題が挙げられます。従来プラスチック材料は大量生産に適した低価格の

材料として利用されてきたわけですが、リサイクル品についてはプラスチック材料の利点を損なってしまう可能性があるわけです。

- ・回収については相対的に運賃の比率が高まり、必ずしも新品より安くならない。
- ・プラスチック材料の種類やグレードが多く、一旦異種材料が混合すると分別が容易ではない。

排出事業者で不要になったものは、一般には廃棄物と呼ばれるわけですが、今後の企業の在り方としては、以下の様な考え方方が要求されるものと思われます。

①排出事業者では、やむを得ず廃棄する前に、できるだけ再利用を考える。

②排出事業者では、再生ルートが有るものは再生業者にまわす。

③排出事業者で利用できずに廃棄物となってしまうものは、廃棄物処理業者の方で再利用を考える。

④中間処理方法の開発により再利用方法を拡大する。

⑤最終処分は最小限とする。

特に③、④については、廃棄物処理方法というよりは、①、②と同様に、再利用技術の開発と言う事に他ならないと考えられます。

以上申し述べましたように考えてきますと、排出事業者、廃棄物処理業者それぞれがその責務を全うする事は当然の事ですが、今後は両者の協力が最も必要と考えられます

その為には産業廃棄物処理業者、排出事業者、行政が一体となった全国的にも貴重な組織をお持ちの岐阜県環境保全協会の役割はますます重要になってくるに間違いなく、協会の今後の益々のご発展を祈りつつ、ご挨拶とさせていただきます。

## 暗中模索の日々 協会創設期のことども

小林 和  
(元当協会専務理事)

「その団体は何処にありますか、また何をする団体ですか」問い合わせども確たる返事もなく全く要領を得ぬやりとりで電話は切れた。よく考えれば、再就職の大変な話であるのに何の情報も得られず毎日の日々を余儀なくされたが、たまたま3月の初旬友人から「君の再就職先は、今度新しく出来る官民一体の団体でなんでも産業廃棄物関係のようだ大変な団体のようであるぞ」との話がきた。苦労の多い団体であることは容易に想像できた。しかしサイズは投げられたわけで、新しく設立される団体であれば、考え方によってはものを創る楽しみ、喜びがあるのではと自分に言い聞かせ頑張るしかないと達観もした。

自分としては、設立総会も終わりすべてのお膳立てが出来てからの勤めとばかり思っておりましたが4月間際になって「今度の成立総会には出席し、各議案の説明は君にやってもらいたい」と突然言わされた。何と理不尽な話かと悲憤したものでした。何故なら私は設立に至るまでの計画に参画したわけでもなく、また今迄どの様な経緯があったのか全く知らないからです。まして総会前で役員でもないからです。とは言うものの拒むことも出来ず、只渡された総会資料を自分流に解釈して説明するのがやっとで若し質問でも出たらどうしようかと冷や汗ものでした。ご臨席の各位には全く失礼千万なことと只々お詫びの気持ちで一杯でした。幸にも皆様のご理解とご協力により恙無く議了した時の安堵感は、今迄にない別の感慨もありました。

総会終了後は、休む暇もなく法人の成立登記、

行政機関への届出、内部諸規則の作成など組織、体制づくりのための事務に忙殺、手順も判らず暗中模索の作業となりました。事務局も山田久局長さんと女子職員の3人体制で仕切ることになりましたが幸にも局長さんは、この業界に精進されたベテランで、豊富な経験と人脈を駆使しての事業の企画立案に抜群の能力があり特に適任者で会員からの期待を背負っての登場がありました。また女子職員もワープロの練達者で簿記会計にも造詣があり事務万端を託せる能力の持ち主で、小粒ながら一味違った布陣で事務処理面では何の不安もない恵まれたスタートでした。

何分にも新らしく設立された法人で馴染がないことから、多くの方々に先づ法人の存在を認めて理解を願うことが先決と考え、法人の性格、事業などをPRし、その波紋の拡がりによって住民の間に産廃に対する理解が深まるのではとの発想で①広報紙の発行②シンボルマークの作成③会員章の作成を3本柱にPRに専念致しました。このことが地域に浸透し、また会員にもよい結果を生み、自覚と協調性が育まれ、法人の運営にも弾みが出るのではと期待もしました。

今では概ねそれなりの効果はあったものと自負しております。会員章についてみれば、これを掲示することにより自社は、公益法人の会員であり適正処理に努めると言う義務感が醸成されると同時に我々は地域社会の環境保全に貢献していると言う自覚が生まれたことが何よりの収穫でなかったかと思います。

何れにしても初年度は創生期であり、手戻り的

なことも多く手探りの状態が暫く続きました。

そんななかで6月頃唐突に基金造成の話が浮上してきました。設立時から産廃基金（仮称）の話は一部にあった様ですが、協会も発足間もないし何れは創設しなければならないが、2年目位から検討してはという雰囲気であった。しかしそく考えてみると最終処分場等施設の確保は協会にとって最も重要なテーマであり、いくつもの計画が地域の反対で挫折するケースが目立ってきたことを踏まえ会員の中から将来を危惧する声が高まり、禍根を残さないためにも今有効適切な手段を講ずべきであるとの意見が台頭してきたことから、取り敢えずは地域住民の方々に迷惑を掛けない様な方策を樹てることが先であると考えられたのが基金であり、基金検討委員会を急拡設することになった。

種々議論の末基金の性格づけとしては「最終処分場等において、不測の事態が発生し良好な維持管理が不能となった場合、協会がその安全性の保証を担保する」と言うことで委員の意見集約が出来た。これを受けて具体的な活動計画の策定・実施と多忙を極めることとなつた。

最初に産廃基金の先進県である、千葉・栃木の両県を視察することになり7月上旬両県を歴訪、基金の目的、計画の内容、進捗状況・課題等について種々ご教授を頂くと同時に質疑、意見の交換を行いましたが、両県とも会員層の幅の広さによる理解度に差異がある点に苦慮されたこと、或は基金制度運用によるメリットの多寡、募金過程における赤裸々な苦労話が耳聴でき大変参考になりました。これを本県にダブらせた場合果たして旨く軌道に乗せることができるとか、本県の地域特性などを考えると甚だ不安で、基金の概要、事業計画などの構想がまとまらず焦燥感と不安感が交差して空白の日々が続きました。

しかし「窮すれば通ずる」の諺がある様に委員会の真摯な議論を通じ様々な知恵が生れ、基金造成に向けての意欲が沸いてきました。そして他の

委員会に比べ問題が問題だけに集中審議が出来、短期間で素案をまとめ、平成2年3月の通常総会で「岐阜県産業廃棄物対策基金」の創設が議決されました。慌しい毎日であつただけにこの感慨は忘れる事は出来ません。これも偏に委員の方々の協会の将来を憂える心情と使命感の現れと思いました。同じ目的に向かって会員が一丸となっての迫力の凄さに大きな感銘を受けました。

基金造成の内容としては、当面、総額は3億円とし、平成2年度から3か年で毎年1億円づつ造成しました。その配分額は、半分の1.5億円は行政が、会員からは $\frac{1}{3}$ の1億円を残り5千万円は排出事業所等からの協力を願うことで大筋がまとまりました。行政については、県ご当局の英断があり、また市長会、町村長会のお骨折りで多少の曲折はありましたが全体としては、比較的スムーズに理解が頂け有り難く感じた次第です。しかし問題は排出事業所等からの協力をどう取り付けるか大きな壁に突き当たりました。即ち対象事業所をどれ位に絞り込むのか、取り敢えず製造業を中心に概ね600社を目指し、そしてこれを地域別にリストアップしさらに産廃との関連性、業界の実態などを考慮に委員会に諮り取捨選択し最終的には500社程度に絞り込みました。そしてこれと併行して排出事業所等へ協力要請するため基金の概要を判り易くまとめたパンフレットを作成しました。これでいよいよ行動開始のお膳立ては整ったわけですが、さてどうすれば効率的に募金が出来るか、それがためには先づ体制を整備しなければと言うことで検討した結果、役員及び基金検討委員に夫々の地区担当責任者としてご就任願い、地区内事業所における優劣を考え募金にランク（目標額）を設け募金運動を始めると言うことで、ご尽力を煩わしたところです。しかし現実に事業所回りを始めると他県同様産廃に対する認識の差異は大きく、これの説明に夜の訪問は言うに及ばず何回となく訪ねても中々理解頂けない事業所も多く前途多難な毎日でした。例えば自社はA

社に比べ何故金額に差があるのかその理由はとか、或はB社の対応をみて検討するとか、具体的なメリットは何があるのかとか、或はこの様な問題は組合で一括話をするのがいいとか、様々なご叱責やらご意見を頂戴しました。この様なやりとりは予測したこととは言え、なかには相当辛辣な意見もあり道程の遠さを痛感したものです。

しかし、世の中そんなに悲観したものでもありません「捨てる神あれば拾う神あり」のたとえの如く何回となく足を運ぶうちお互い腹の中が判り、当方の誠意が通じ協力願え勇気百倍の思いをしたこともありました。或る団体では専務さんと話し合ううちこちらの意中を察し、その団体の広報誌に「基金造成のお願い」を掲載して頂き、会員の意識の高まりをみて最終的には、役員会に詰って頂き一括で相当多額のご協力を頂いたケースもあり、地獄で仏とは将にこのことかなあと心のふれ合いに感謝し晴ればれとした気分を味わっ

たこともあります。

仄聞すると不況時にもかかわらず、基金の造成も概ね順調に推移したとのことで先ずはご同慶の至りですが、これも夫々の持分を全うされた責任者の方々の草の根的に広範な事業所回りをされた結果と感謝の念で一杯です。

排出事業所としては、当然のことながら募金の協力に対する見返りとの相関関係に期待される向が感じられ、中々ご理解願えない部分もありました。もう少し広い視野でのご判断が預けたらと思いましたがこれを説得出来なかった自分の非力さを痛感したことでも事実でした。

今後は排出事業所と処理業界が認識の乖離を埋めるためにも、情報或は意見交換の場を作り、これの繰り返しによって相互理解と認識を深め体质の改善を図ることが出来れば、自ずと地域社会に貢献出来る道も拓けるのではと思います。

### スタートの頃を振り返って

山 田 久  
(元当協会事務局長)

私が協会に関与した期間は、準備の1年とスタートの1年のおよそ2年間でした。私自身の仕事は、小林専務理事や環境整備課の皆さん、業界の皆さんに迷惑をかけるばかりで、毎日が冷や汗の連続ともいえる有り様でしたが、個人の立場を越えて、協会のスタートの頃を振り返りますと、今日、再確認しておくべきこともあるのではないかと考えるところです。

岐阜県に誕生した協会は、全国的にも例の

ない独自の実態を有しています。それゆえに見方ひとつ運営の仕方ひとつで、それは欠点にも長所にもなります。県、市町村、排出者、処理業者が一体となっていることを、関係者全員がプラスに転化すべく努力すべきではないかと思います。産業廃棄物の適正な処理という目的、環境の未来に至る保全という目的を、今一度、じっくり考えていただきたいと思います。

## 協会創立5周年に思う

### 新しい廃棄物処理体制の確立を

保全協会が創立5周年を迎えることができました事を、大変うれしく思っております。一口に5年間と言えば短くも感じますが、その間には会員を始め関係者の方々の並々ならぬ御協力があって今日に至ったことを思い、あらためて感謝を申し上げる次第であります。

昨年は政治経済の混乱に加え、大地震・冷夏といった自然災害が重なって不況感が一層深まり、景気回復の期待は依然として厳しい状況にあります。

こうした中におきまして、産業界におきましては「リストラ」によりバブル時代の過剰投資を整理して、経営の安定化を図ろうと必死の努力が続けられており、ある航空会社ではビル改築に伴い排出されるコンクリート廃材を、滑走路の基盤材に再利用するといった経営合理化策も行われている状況であります。

不況が長びくと今後もこうした廃棄物処理費軽減対策が続くものと思われますが、中小企業では再生施設の設置も困難であると思われますので、協会を中心になって廃棄物処理体制を確立し、中小企業を支援しながら環境保全を図っていく必要があると思います。

(山口 繁)

### 廃棄物問題の重要な 一層の啓発を

産業が発達し、生活が豊かになると廃棄物が爆発的に増大し、今やゴミ戦争と言われる程に私達の日常生活を脅かすようになりました。このような事態から、行政、排出事業者および処理業者が三位一体となって円滑な産業活動の推進と健全な住民生活を守るために、日夜活動されている事は誠

に喜ばしい事と思います。

しかし、こうした活動が一般の人達に対する理解は今一つ足りないように思われます。マスコミも事件にならなければ取上げません。ゴミ戦争の実体と一つ間違えば大変な事になる恐ろしさを一般の方々に知ってもらう必要があると思います。

具体的なことについては、本誌第十号に特報されていますので、是非そのように進めて頂きたいと思いますが、ここで二つほどお願ひしたいと思います。

一つは、この種の問題は、つい法律の力に頼りがちになるのですが、円満に解決するには国民の後押しがなければなりません。その国民の理解を得るため「政治討論」のような廃棄物処理の啓蒙TV番組を定期的に提供して頂けないでしょうか。

二つ目は、職業に貴賤無しと言いますが、処理業に対しては、どこか偏見があるように見受けられます。ゴミの無いきれいな社会の尊さを学校教育でもっと取り上げて頂けないでしょうか。

人間の思いやりは神さまが授けて下さいました最も大きな恵みの一つであります。この思いやりのなさがゴミ戦争を大きくしているように思います。昔の人のように物を大切にしてゴミ減らし、どうしても出る廃棄物は誠意をもって自然に還す。これを守ることこそ明るい未来があるものと思います。みなさんの総意となるようご尽力下さいますようお願いします。

(大野)

# 地球環境の保全、資源

## 1 私たちは考えます！

### 適正処理

廃棄物の処理は、自然界の摂理に限りなく従順であるべきだと考えております。そのため RAP (R-Action Program) 推進活動を展開しております。

廃棄物の適正処理とは、次の何れかに属する技術だと考えているからであります。

減量化 Reduce・転用 Repair・

再利用 Reform・資源化 Recycle

廃棄物から特殊肥料を生産したり、焼却施設の余熱で農作物を育てるなども考えられますし、最終的に埋め立てる場合でも土壤に馴染むよう徹底した処理を行う必要があると考えております。

## 2 私たちは注目しています！

### 廃棄物は宝の山

私たちの社会生活を、充実させてくれる全ての資材は、社会の英知の結晶であり、限られた多様な資源が集積されたものであります。これらの資材が廃棄物となった場合、これらから有用なものを取り出し、再び社会資源として還元する高度な処理技術の実現が必要だと考えます。

自然界の中から取り出すよりも、廃棄物から取り出したものを原材料とする方が“より地球に優しい方法”だと思います。

そのため、私たちは“廃棄物は宝の山”として注目しているのです。



(社)岐阜県環  
シンボ

岐阜県の頭文字  
業界、排出事業者  
体となって協会の  
待が込められて

環境を守り、産業を支える

社団法人 岐阜県

私たちの協会は、躍進する  
民挙げて結成されました。関  
係者が一致協力して当るべ

また、美しい県土を守るため  
めるだけでなく、最高の技術  
きだとも考えています。

さきに、不測の事態に対  
金の設立に着手し、自主パ  
は、その一例であります。

県民各層の暖かいご支援を

再利用  
Reform



# 県化の促進をめざして



県保全協会の  
レマーク  
を山にちなみ、処理  
及び、行政が三位一体一  
使命を果たすべく期  
ます。

## 環境保全協会

岐阜県勢を支えるため、官  
積する産業廃棄物問題は、  
べきだと考えています。  
ために、その適正な処理に努  
めを駆使して地域に貢献すべ

するため産業廃棄物対策基  
・ロール活動を展開するなど  
お願い申し上げます。



私たちを目指します！

3

## 新しい環境産業の誕生

いま、廃棄物は、地域社会に迷惑をかけない場所へ移動させる「清掃」の段階から高度な技術を駆使した「処理」と、自然に優しい「処分」の段階へ転換が求められていると考えます。

私たちの協会は、岐阜県、市町村、事業所及び、産廃処理業者など多種多様な職域を網羅して結成されております。

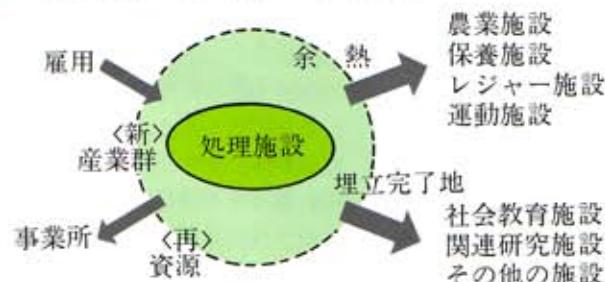
新しい環境産業の核となるためにふさわしい組織だと考えながら、お互いに切磋琢磨し合い、その誕生を目指して行きます。

私たちの夢！

4

## 地域に貢献できる事業展開

廃棄物の処理施設は、迷惑施設として忌避されます。一方、地域社会には必須の施設でもあります。こうしたことから、処理施設の設置を核とした地域貢献策を進める夢を抱いております。



## 協会5年のあゆみ

### 1. 年 表

(設立準備期)

昭和63年6月～ 12月	<p>岐阜県環境整備が中心となり、公益法人設立のため研究会、設立準備事務局会議が開催される。</p> <p>昭和60年代初め、厚生省は、当時の産業廃棄物の不法投棄等不適正処理が多発している事態に鑑み、処理業者の経営体質の強化し、業界の適正処理体制を確保するため、産業廃棄物処理業界の組織化を指導していた。</p> <p>こうした背景のもと、県と処理業界との間で「処理業界を中心とし関係方面的の協力を得た組織化が必要である。」との合意がなされた。これに基づき県環境整備課主導のもとに、実効ある適正処理の推進と直面している処分場設置難の打開のためには、処理業界のみならず排出事業者等も参加した広い視点に立った組織化が必要であるとして、公益法人設立のための研究会等が頻繁に行われた。</p> <p>それら会議等での検討を通じて、処理業者、排出事業者、行政の三者構成による、現協会の原型的構想が築き上げられた。</p>
12月27日	<p><b>第1回設立準備委員会開催</b></p> <p>設立準備委員24人（行政側4人、排出事業者側7人、処理業者側13人）</p>
平成元年2月7日 3月1日	<p><b>第2回設立準備委員会開催</b></p> <p><b>第1回設立発起人会開催（サンレイラ岐阜）</b></p> <p>設立発起人24人（行政側4人、排出事業者側7人、処理業者側13人）</p>
3月3日	<p><b>会員加入勧誘活動開始</b></p> <p>岐阜県衛生環境部長及び岐阜市生活環境部長の連名文書で処理業者、排出事業者に呼びかけ</p>
4月6日	<p><b>第2回設立発起人会開催（サンレイラ岐阜）</b></p> <p>加入申込者　処理業者133人、排出事業者18団体、行政7人</p>
4月11日	<p><b>第3回設立発起人会（岐阜グランドホテル　午前10時から）</b></p>

(平成元年度)

平成元年4月11日	<p>社団法人岐阜県環境保全協会設立総会開催（岐阜グランドホテル・ロイヤルホール　午後1時30分～）</p> <p>出席会員 107人</p> <p>議 案 社団法人岐阜県環境保全協会設立の件、定款に関する件、会費・入会金に関する件、事業計画及び予算に関する件、役員選定に関する件、設立代表者選任に関する件</p> <p>会 員 正会員（処理業者）133人、賛助会員（排出事業者）18団体、特別会員（行政、学識者）7人、計158人（団体）</p>
-----------	---

	役員 理事長に梶原拓岐阜県知事を選任 理事26人（正会員13人、賛助会員6人、特別会員7人） 監事2人（正会員1人、賛助会員1人）																									
平成元年4月11日	設立記念懇親会開催（岐阜グランドホテル・ロイヤルホール 午後3時30から） 来賓89人（国会議員2人、同代理8人、厚生省1人、県議会議員10人、市長及び郡町村長28人、県関係（部長、県事務所長、保健所長）29人、県経済団体7人、全産連1人、中部圏協会3人）																									
5月19日	社団法人岐阜県環境保全協会設立許可 平成元年5月19日付、岐阜県指令環整第81号																									
29日	各委員会発足（第1回理事会） 委員会規程を制定 研修指導委員会、広報編集委員会、適正処理委員会、基金制度検討委員会（産業廃棄物対策基金創設のための準備検討委員会）が誕生																									
7月20日	「ぎふ保全協会報」創刊号発行 以降毎年度4回発行し現在に至る。																									
12月20日	協会シンボルマーク制定（第3回理事会）																									
平成2年3月19日	岐阜県産業廃棄物対策基金創設（第1回通常総会） 3ヶ年にわたり基金造成事業を行う 事業目的 産業廃棄物の処理過程における不測の事態への対応 基金総額 当面（3ヶ年）3億円、将来的には10億円 造成計画（単位千円）																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出損区分 年度</th><th>県・市町村</th><th>正会員</th><th>排出事業者</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平2年度</td><td>50,000</td><td>34,000</td><td>17,000</td><td>101,000</td></tr> <tr> <td>平3年度</td><td>50,000</td><td>34,000</td><td>17,000</td><td>101,000</td></tr> <tr> <td>平4年度</td><td>50,000</td><td>32,000</td><td>16,000</td><td>98,000</td></tr> <tr> <td>計</td><td>150,000</td><td>100,000</td><td>50,000</td><td>300,000</td></tr> </tbody> </table>	出損区分 年度	県・市町村	正会員	排出事業者	計	平2年度	50,000	34,000	17,000	101,000	平3年度	50,000	34,000	17,000	101,000	平4年度	50,000	32,000	16,000	98,000	計	150,000	100,000	50,000	300,000
出損区分 年度	県・市町村	正会員	排出事業者	計																						
平2年度	50,000	34,000	17,000	101,000																						
平3年度	50,000	34,000	17,000	101,000																						
平4年度	50,000	32,000	16,000	98,000																						
計	150,000	100,000	50,000	300,000																						

## (平成2年度)

平成2年4月1日	〈県「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」（平成2年岐阜県告示第200号）を施行〉
5月18日	産業廃棄物対策基金設置運営規程、同基金に係る賦課金取扱規程を制定（第1回理事会）
6月15日	産業廃棄物対策基金造成委員会を設置、同造成委員を選任（第2回理事会） 造成委員 岐阜地区13人、西濃地区16人、中濃地区8人、東濃地区9人 造成委員がそれぞれの担当地区の排出事業所を訪問し、基金への協力要請活動を行うこととなった。
9月21日	協会表彰要綱を制定（第3回理事会） 産業廃棄物対策基金運営会議を設置、同運営会議委員の選任（第3回理事会） 運営会議委員 学識経験者2人、協会役員3人、行政3人 計8人

## 5年のあるみ

平成3年2月28日	総務委員会を設置、同委員の選任（第5回理事会）
～	RAP推進会議設置要綱制定（第5回理事会）
3月20日	RAP推進事業総会承認される（第3回通常総会）
	RAP推進事業 廃棄物の処理は、徹底した減量化(Reduce)→転用(Repair)、再利用(Reform)→資源化(Recycle)にあり、そのうえで自然界に戻すことにあるという、環境保全、地球資源の持続的供給の視点に立った廃棄物の適正処理のための行動計画(Action Program)【RAP】を推進するための事業で、以降、協会存立の基本理念として全ての事業活動の指針として位置付けてきた。
	また、この行動計画は、究極には協会設立の一つの使命である産業廃棄物処理施設の共同（公共関与）設置を指向するものである。
3月20日	協会表彰要綱に基づく第1回優良会員等の表彰（第3回通常総会） 受賞者 永年勤続功労6人、創意工夫功労2人（社）、関連業界育成等功労3人、特別功労1人

### （平成3年度）

平成3年6月17日	役員一斉改選（第4回通常総会） 選出役員 理事28人（正会員15人、賛助会員6人、特別会員7人） 監事2人（正会員1人、賛助会員1人）
9月10日	協会要覧（「ぎふ保全協会報」臨時増刊）を発行 以降、毎年度1回発行し、現在に至る。
～ 13日	岐阜県との共催による「資源化シンポジウム」を開催（於：岐阜市）
～ 19日	RAP推進会議委員を選任（第4回理事会） 会議議員7人（行政2人、学識経験4人（以上いずれも会員外）、事務局1人）
～	基金造成委員の追加委嘱（第4回理事会） 基金造成活動の強化を図るために東濃地区委員を3人追加委嘱
10月5日	社団法人全国産業廃棄物連合会への加入決定（第4回理事会） (9月1日付で遅及加入を承認される。) <廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成3年法律95号）が公布される>
～ 25日	<再生資源の利用の推進に関する法律（平成3年法律48号）が施行される。> 協会表彰要綱に基づく第2回優良会員等表彰（第5回通常総会） 受賞者 永年勤続功労賞5人、創意工夫功労2社、関連業界育成等功労8人
平成4年3月23日	

### （平成4年度）

平成4年5月28日	適正処理委員会に「産業廃棄物施設整備に関する検討チーム」を設置（第1回理事会） 産業廃棄物処理施設の共同設置は、協会の大きな事業目標であり、かつ、
-----------	--

緊急の課題であった。協会設立以来、その設置に向けて種々検討・議論され、具体的な行動等も展開されたが、何れも個々の民間対応では一般住民の強い忌避感情には抗しがたく、断念せざるを得なかった。他方、平成3年10月には改正廃棄物処理法が公布され、公共関与による廃棄物処理センター制度が打ち出されるとともに、処理施設整備推進施策が検討されつつあった。

こうした状況のなか、協会としては前年来、県当局と「共同設置」に向けての協議をかさねた結果、両者の間で「新制度を踏まえた処理施設設置に向けて協会としての処理施設整備の構想を明らかにする必要がある。」との合意がなされた。

以上の経緯を経て、第1回理事会の承認を得て、適正処理委員会で「整備構想」を検討することとなり、同委員会に「検討チーム」が設置された。

検討チーム・メンバー5人（処理業側1人、排出事業側1人、学識経験者1人、事務局2人）

以降、平成4年度中に10回の検討を重ねた。

〈廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律が施行される。〉

産業廃棄物対策基金造成強調月間（8月1日～31日）を設定（基金造成委員会）

基金造成事業も最終年度に入ったが、折からの景気低迷で特に排出事業者の理解を求めることが困難を極めた。

こうした状況から、6月12日、造成委員の各地区代表から成る造成委員会三役会議を開催し、8月1ヶ月を強調月間として、年度末の目標達成に向けて、全会員挙げて排出事業者に対する協力要請活動の強化を図ることが決定され、活動が展開された。

〈産業廃棄物の処理に関する特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律62号）が施行される。〉

〈岐阜県知事、県議会本会議における一般質問に対して、廃棄物処理問題には公が関与する段階に来た旨の意向を表明〉

地球環境百科展を開催（於：関市）

県が開催した「地球環境まつり'92」の協賛事業として、同まつり会場で協会が独自で開催したもの

会員、会員関係企業が身近なリサイクル製品、リサイクル機器等を展示し、一般市民に廃棄物問題の重要性を啓発した。

出展者 19社（団体）、参加者1,600人

「施設整備に関する基本構想（中間報告）」の検討チーム案まとまる。

同上基本構想（中間報告）の適正処理委員会案まとまる。

12月14日の検討チーム案を適正処理委員会において検討し同委員会案として決定

「施設整備に関する基本構想（中間報告）」を理事会に報告（第4回理事会）  
協会表彰要綱に基づく第3回優良会員等表彰（第7回通常総会）

受賞者 永年勤続功労4人、創意工夫功労5人（社）、災害防止功労1社、関連業界育成等功労6人（社）

「施設整備に関する基本構想（中間報告）」の具体化に向けての事業を継承（第

平成4年7月4日  
8月1日

9月25日

10月2日

11月4日

12月14日

平成5年1月12日

2月21日

3月22日

ク

## 5年のあゆみ

(7回通常総会)

(平成5年度)

平成5年4月1日 30日	・ <b>岐阜県「岐阜県産業廃棄物に関する監視検査要綱」を施行</b> ・ <b>岐阜県「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の一部を改正する要綱(平成5年告示398号(改正指導要綱))を施行</b> 平成4年の改正廃棄物処理法の施行に伴う改正であるが、県がかねて提唱している「廃棄物、リサイクル五原則」が廃棄物処理法の指導理念として、要綱の冒頭に掲げられるとともに、処理施設設置に関して厳しい環境配意が求められていることが注目される。																														
6月11日 タ	・ <b>岐阜県「岐阜県産業廃棄物処理施設環境影響調査技術指針」を施行</b> 改正指導要綱関連で制定、施行されたもの <b>基金制度検討委員会を廃止(第1回理事会)</b> 基金造成の当初の3ヶ年間事業が前年度をもって終了たことに伴うもので、基金業務は、今後総務委員会で所掌することになった。																														
6月29日 タ	・ <b>R A P推進会議委員の追加委嘱(第1回理事会)</b> 「施設整備の基本構想(中間報告)」の具体化検討のため委員を増強 追加委嘱委員2人(行政1人、学識経験者1人) <b>産業廃棄物対策基金積立目標額3億円を達成(第8回通常総会)</b> 平成2年度に3ヶ年計画で発足した基金造成事業は、3月31日に3億1千4百万を積み立て、成功裡に終了、第8回通常総会において決算承認を得た。																														
	<b>産業廃棄物対策基金積立状況(平成5年3月31日現在)(単位千円)</b>																														
	<table border="1"><thead><tr><th>出損区分 年度</th><th>県・市町村</th><th>正会員</th><th>排出事業者</th><th>その他</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>平2年度</td><td>50,000</td><td>22,768</td><td>15,487</td><td>9,280</td><td>97,535</td></tr><tr><td>平3年度</td><td>50,000</td><td>30,756</td><td>15,180</td><td>15,563</td><td>111,499</td></tr><tr><td>平4年度</td><td>49,998</td><td>27,935</td><td>9,388</td><td>17,651</td><td>104,972</td></tr><tr><td>計</td><td>149,998</td><td>81,459</td><td>40,055</td><td>42,494</td><td>314,006</td></tr></tbody></table>	出損区分 年度	県・市町村	正会員	排出事業者	その他	計	平2年度	50,000	22,768	15,487	9,280	97,535	平3年度	50,000	30,756	15,180	15,563	111,499	平4年度	49,998	27,935	9,388	17,651	104,972	計	149,998	81,459	40,055	42,494	314,006
出損区分 年度	県・市町村	正会員	排出事業者	その他	計																										
平2年度	50,000	22,768	15,487	9,280	97,535																										
平3年度	50,000	30,756	15,180	15,563	111,499																										
平4年度	49,998	27,935	9,388	17,651	104,972																										
計	149,998	81,459	40,055	42,494	314,006																										
タ 8月1日 10月31日 11月19日 12月15日	・ <b>役員一斉改選(第8回通常総会)</b> 梶原知事 理事長を退任、後任理事長に小瀬洋喜氏を選任 選出役員 理事28人(正会員14人、賛助会員6人、特別会員8人) 監事2人(正会員1人、賛助会員1人) ・ <b>エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する法律(平成5年法律81号)が施行される。)</b> ・ <b>「環境クイズ・スタンプラリー」開催(於:白川町)</b> 県が主催した「地球環境まつり'93」に協賛して、同まつり会場内と周辺山林において「環境クイズ・スタンプラリー」を開催。参加者330人 ・ <b>「環境基本法(平成5年法律91号)が施行される。)</b> ・ <b>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成4年法律105号)が施行される。)(バーゼル条約関連改正)</b>																														

## 2. 会員の推移

年度	会員区分	正会員	賛助会員	特別会員	計
平成元年4月1日(設立時)		133(社)	18(団体)	7(人)	157(社・団体・人)
平成2年4月1日		163	26	7	195
平成3年4月1日		167	33	8	208
平成4年4月1日		168	37	8	213
平成5年4月1日		173	41	8	222
平成6年2月28日		175	43	8	226

## 3. 設立準備委員

天野 純二 岐阜県衛生環境部環境整備課長  
 武藤 進敬 岐阜市生活環境部長  
 鶴本 順一 岐阜県市長会事務局長  
 杉山 実 岐阜県町村長会事務局長  
 富田 茂 岐阜県公害防止協会事務局長  
 住田 治郎 岐阜市産廃処理推進協会会長  
 福岡 昭 西南濃地域  
 藤田 耕治 東濃地域  
 後藤 利夫 岐阜県家庭紙工業組合理事長  
 吉田 博蔵 岐阜県メッキ工業組合理事長  
 飯田 好明 名古屋バルブ㈱  
 清水 正靖 寿和工業㈱代表取締役会長  
 国島 弘 ㈱市川工務店代表取締役副社長  
 坂 喜一 満大産業㈱代表取締役社長  
 水谷 重雄 日興土木㈱代表取締役社長  
 鳴川 俊春 ㈱春田組代表取締役社長  
 田中 一郎 日本環境㈱代表取締役社長

鈴村 兼利 アスファルト・リサイクルプラント(有)代表  
 表取締役社長  
 瀬川 長司 ㈱粥川商店代表取締役社長  
 長屋 寛 ㈱善商代表取締役社長  
 山村 けい 山村碎石㈱取締役  
 木村 虎男 ㈱研木村代表取締役社長  
 井原 清 ㈱油研代表取締役社長  
 野々村 清 ㈱野々村商店社長  
 (事務局)  
 藤川 藤考 県環境整備課総括課長補佐  
 桑原 通信 ✕ 総括技術課長補佐  
 松井 康雄 ✕ 産業廃棄物係長  
 高崎 善文 ✕ 主任技師  
 浅野 公正 ✕ 主任技師  
 山田 久 県産業廃棄物処理協同組合事務局長

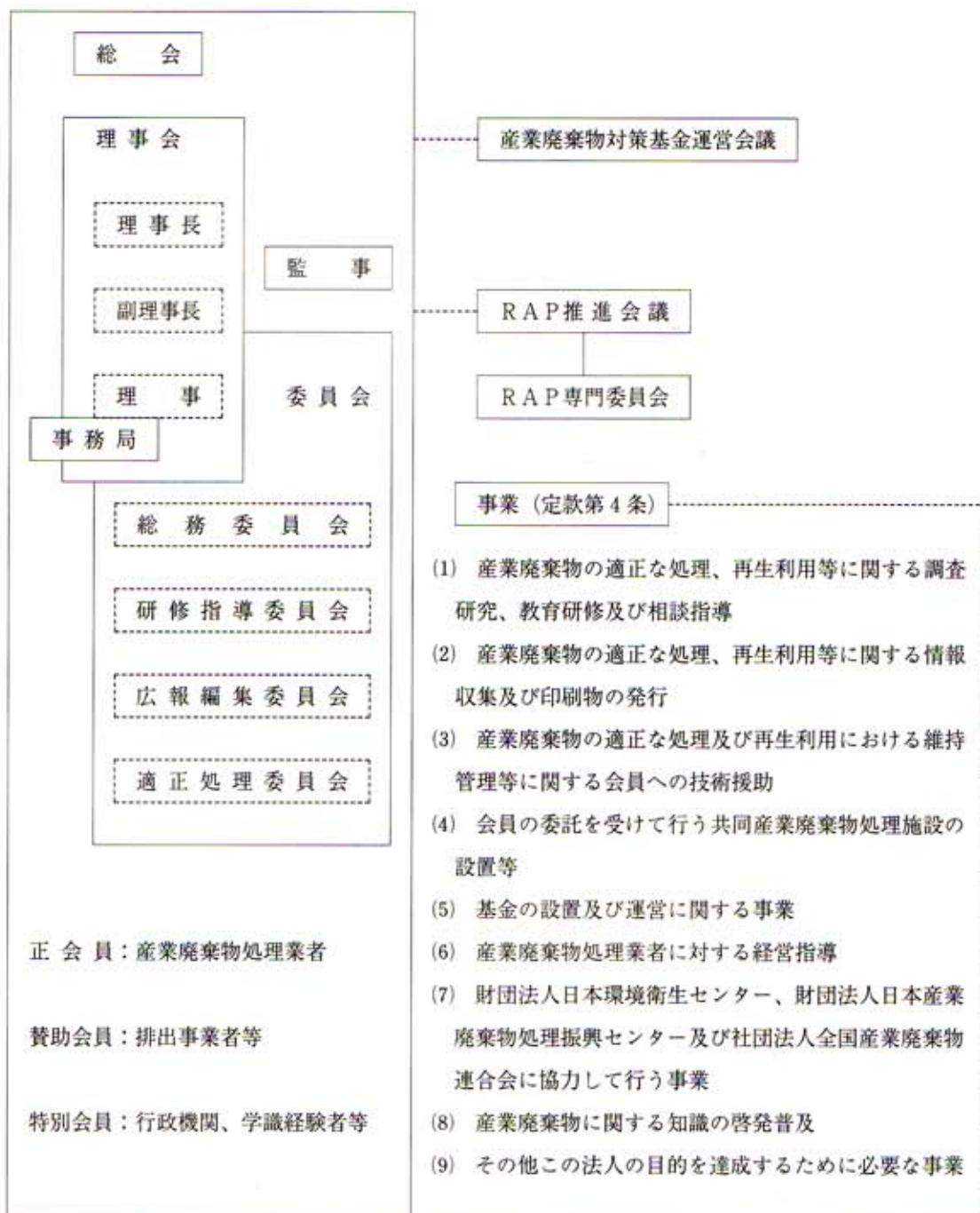
(注) 職名は、いずれも昭和63年度当時

## 5年のあゆみ

### 4. 歴代役員

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	
理事長(特)	梶原 拓				小瀬 洋喜	
副理事長(特)	井口 恒男				小田 清一	
副理事長(正)	清水 道雄	→	清水 正靖	→		
専務理事(特)	小林 和	→	河村 熟男	→		
常務理事(特)		河村 熟男	→	武藤 光明	→	
理事(正)	井原 清				野村 清晴	
タ (タ)	戎岡 栄				大塚 忠勝	→
タ (タ)	粥川 長司					
タ (タ)	木村 虎男					
タ (タ)	国島 弘					
タ (タ)			清水 道雄	→		
タ (タ)	鈴村 兼利					
タ (タ)	田中 一郎					
タ (タ)	長屋 寛	→	水谷 重雄	→		
タ (タ)	鳴川 俊春				野々村 清	
タ (タ)	野々村 清	→	高井 信夫	→		
タ (タ)	坂 喜一	→			三浦 茂	
タ (タ)	山村 けい					
タ (賛)	秋田 久康				井上征四郎	→
タ (タ)	後藤 利夫					
タ (タ)	住田 治郎					
タ (タ)	富田 茂	→	青木重三郎	松井 守   交田 公也		
タ (タ)	藤田 耕治	→	熊谷 正三	→		
タ (タ)	吉田 博藏	→	石丸 繼治	→		
タ (特)	青山 正吾					
タ (タ)	小倉 満					
タ (タ)	加藤八十八	→	三島 重郎	大澤 郁夫   阿部 勘三		
タ (タ)	蒔田 浩				浅野 勇	
監事(正)	三浦 茂				春田 文夫	
タ (賛)	田中 義章	→	貞岡 正弘	→	岸本 哲治	
事務局(局長)	山田 久					
タ (書記)	富田 貴子		藤井 綾子	→	大谷 祐子	

## 5. 組織と事業



(平成6年2月28日現在)

## 第5回理事会

3月9日午後4時から岐阜市の「ホテル十八楼」において平成5年度第5回理事会が開催されました。

この理事会においては、平成6年度の事業計画（案）、一般、特別会計予算（案）の次期通常総会へ提案する議案の審議が主な議題で、併せて、協会表彰要綱に基づく平成5年度の産業廃棄物業務関係功労被表彰者の選考が行われました。

理事会に提案された議題は、次のとおりで、事業計画・予算案については、全会一致で承認され、3月22日開催の第9回通常総会へ提案することが決定され、また、被表彰者については8名の功労者を選考し、同総会の席上で表彰されることが決定されました。

なお、理事会終了後、同ホテルで会費制による懇親会が行われ、和やかな雰囲気のなかで、当面する産業廃棄物問題等について意見交換が行われました。

第1号議案 第9回通常総会提出議案について

- ①平成6年度事業計画（案）
- ②平成6年度一般会計予算（案）
- ③平成6年度岐阜県産業廃棄物対策基金特別会計予算（案）

第2号議案 平成5年度優良会員等被表彰者の選考について

第3号議案 第9回通常総会の開催について

## 各委員会開催

平成6年度に向けた各委員会所掌の事業計画や当面の諸事業についての協議、検討を行うため、各委員会が、それぞれ次のとおり開催されました。

これら委員会で協議された新年度事業計画は、協会の事業計画案、予算案に反映され、第9回通常総会に提案すべく第5回理事会で審議決定されたことは、前掲のとおりです。

### 適正処理委員会

1月25日午前10時から第4回委員会を開催。

この会議では、緊迫度の高い処理施設整備問題に、より具体的に対応するため、協会としての整備構想の実現に向けての検討を行うため「整備構想検討チーム」の充実、強化と、自主査察の巡回活動をより実効性のあるものにするということで意見集約が行われました。

### 広報編集委員会

1月27日午前10時から第4回委員会を開催。

この会議では、協会創立5周年記念誌「ぎふ保全協会報」の5周年記念特集号（本号）の編集方針が決定されたほか、新年度事業方針としては、特に、「協会要覧」の正会員に関する情報提供機能の一層の充実を図ることが協議決定されました。

### 研修指導委員会

1月27日午後1時から第4回委員会を開催。

この会議では、新年度においても相当回数の実施が予定される大臣認定の許可講習、特管産廃管理責任者講習の実施体制が協議、検討されたほか組織強化の一環としても教育研修活動が重要であるとの認識に立って、特に、会員がそれぞれのテーマを持って、そのテーマを中心とした小グループ研究活動を行い、成果の実効性を高める、との新年度事業方針が確認されました。

### 総務委員会

2月3日午後1時から第5回委員会を開催。

この会議では、これに先立ち開催された各委員会で意見集約された新年度事業方針案を検討し、協会としての新年度の事業化、予算化方針が協議、検討されました。

この委員会で集約された新年度事業展開の基本方針は、組織の強化、活性化、処理施設整備構想の具体化、公益的事業の拡充の3本柱からなっています。

また、この委員会では、協会創立5周年記念事業についても議題とされ、この事業実施は諸般の

事情から、6月に予定される第10回通常総会の時期を皮切りとして、平成6年度に行なうことが確認されました。

### 平成5年度の大臣認定 許可講習会全日程終る

昨年5月11日、更新許可講習会の開催を皮切りとして始まった平成5年度の岐阜県実施の厚生大臣認定産業廃棄物処理業に係る許可講習会は、2月18日の産業廃棄物収集運搬課程講習の閉講をもって全日程を終了しました。

この間、7回、開催日数12日、受講者延759人にのぼるという大きな事業となりました。

とくに、新規許可講習会は、受講希望者が多く、2月の収運課程講習にいたっては、2回開催し、それぞれ150名の定員を増員しましたが、いずれも満員で多くの希望者をお断りせざるを得ない状況でした。

講習会の実施状況は、次のとおりでした。

課 程	開催年月日	会 場	受 講 者
収 集	5.5.11	水産会館	79人
	5.5.12		73人
	5.8.3		98人
運 搬	6.2.15~16	サンレイラ 岐阜	158人
	6.2.17~18		160人
処 分	5.5.13~14	水産会館	48人
受講者計	5.11.9~12	サンレイラ岐阜	143人
			759人

### 最終処分場空中査察 協会も参加

2月25日、県は、ヘリコプターによる最終処分場の空中査察を実施しました。査察班は、環境整備課2名、保健所2名、保健環境研究所2名それに協会から河村専務理事が参加しました。

カワサキヘリコプターシステム(株)からチャーターしたB K117型機で、午後2時に県庁前広場を出発、多治見市→瑞浪市→中津川市→美濃加茂市のコースで午後3時帰着という飛行でしたが各処分場上空では数回の旋回飛行が行われ、班員にとっては通常の査察業務では得られない貴重な体験を得られたようです。今後の行政活動に有効に活用されるものと期待されます。



出発前に勢揃いした査察班員

### 小瀬理事長 大垣女子 短大学長に就任

当協会の小瀬理事長は、3月1日付で学校法人大垣女子短期大学（理事長吉田三郎氏）の学長に就任されました。

昨年6月、当協会の理事長にご就任以来、卓越した学識とご見識をもって熱心にご指導いただきましたが、そのうえに学長という重責を担われる事になります。会員一同お祝いと、さらなるご活躍をお祈り申し上げる次第であります。

また、同大学では、このほど、小瀬学長を始め環境問題にご造詣の深い各分野の専門スタッフを擁せられる環境総合研究所を設置されました。

環境問題への関心と高まりと社会的ニーズの拡大に応える、をその設立趣意とされていますが、環境問題の主要なテーマである廃棄物問題に対処する我が協会にとっても、今後の活動面において多大な情報、ご教示がいただけるものと期待されます。

### 協会創立5周年記念事業 6月の第10回通常総会を期して実施

当協会の創立5周年と産業廃棄物対策基金造成目標達成を記念して行う「創立5周年記念事業」は、本年度は、本誌の記念特集号（本号）を発行しましたが、その他の事業は、来る6月下旬に予定される第10回通常総会の開催に併せて記念式典を行い、以降、秋までにかけて次のとおり実施する予定です。

簡素ながら有意義な行事にいたしたいと考えています。会員各位には、ご期待いただくとともに、ご支援、ご協力を願い申し上げます。

なお、詳細については、記念事業検討チーム、総務委員会で検討し、逐次、各位に対しての通知あるいは本誌でご案内いたします。

1 記念式典 第10回通常総会開催に併せて行

### 青山理事 芸術文化奨励賞を受賞

当協会の青山理事は3月7日に、岐阜県教育委員会の岐阜県芸術文化奨励賞を受賞されました。

この賞は、芸術文化の分野で目覚ましい活躍をしている方に贈られるもので、青山理事は、書の部門で受賞されました。

青山理事は、学生時代から書に親しまれ「草舟」の雅号で書道家として広く知られ、最近は、古代中国の甲骨文字を探究され、これを独特の作風で書かれるなど、その芸術的評価は非常に高いものがあります。また氏の活躍は、国内のみならず、昨年は、イギリス・オックスフォードで開かれた「国際芸術大賞展イギリス展」に一席で入選されるなど文化交流による国際親善にも貢献されています。

こうした、氏の精力的な幅広い芸術活動がたたえられ今回の受賞の栄に浴されたものであります。会員一同心からお喜び申し上げる次第であります。

い、協会設立功労者、基金造成功労者の顕彰と、ささやかながら祝賀行事を予定しております。

2 日刊新聞広告による一般啓発事業 6月頃に予定しています。

3 シンポジウム形式等による啓発事業 県が実施される「地球環境まつり」の開催に併せて実施する予定です

創立5周年記念事業は、当初、平成5年度事業として、第7回総会で事業・予算の承認をいただいたところですが、諸般の事情で、記念誌の発行以外の事業は平成6年度へ繰越させていたことで各機関のご承認を得ました。ご了承の程お願い申し上げます。

## 岐阜県 平成6年度予算案を発表 廃棄物処理への公共関与検討進む

去る2月23日、岐阜県は、平成6年度予算案を発表しました。その概要については翌日の新聞紙上などで大きく報道されましたが、ここでは衛生環境部、とりわけ廃棄物対策関係事業について見てみます。

まず、衛生環境関係全般の重点施策としては、「県民の健康づくり」「医療サービス体制の整備」「明るく住みよい生活環境の実現」「快適環境の保全と創出」の4本柱が掲げられ、これに基づき、それぞれの事業が展開されています。そのうち廃棄物施策は、「快適環境の保全と創出」のもとの事業として位置付けられ、「廃棄物、リサイクル五原則」のもと、適正処理、減量化、リサイクルを推進するための査察指導、啓発等の事業が展開されることになっています。

こうしたなかで、注目されるのは、公共関与を含めた総合的な廃棄物処理体制のあり方検討のための「産業廃棄物適正処理確保調査」事業と、市町村廃棄物処理施設の周辺整備と地域環境複合化等に関する調査、検討を行う「地球環境構想推進事業」であります。これら二つの事業は、いずれも、これまでの「処理施設=迷惑施設」の図式から脱却した新しいイメージの処理施設の在り方を検討する事業であります。

さきの県議会における知事答弁「公共関与の処理施設を建設したい……」等を考え合わせると、公共関与による新しい廃棄物処理体制の実現に一步近づいた感があります。事業展開が大いに期待されます。

## 再資源化貢献企業表彰 —財クリーン・ジャパンセンター— 本県の3企業（うち本協会員2社）が受賞

財クリーン・ジャパンセンターでは、昭和50年度から通産省の補助事業の一環として、廃棄物の再資源化、有効利用等に顕著な実績をあげている企業等を表彰しておりますが、この平成5年度表彰が去る3月15日に行われました。

平成5年度は、多数の応募の中から、慎重な審査の結果、24件28社が表彰されました。この中で本県から3社、うち本協会員2社がクリーン・ジャパンセンター会長表彰受賞の栄に浴されました。

本県の受賞企業とその事績の概要は、次のとおりです。

### 住友セメント岐阜工場（協会員）

（産業廃棄物のセメント原・燃料としての利用）

早くから廃棄物の再資源化に取り組み、高い

実績を上げ、さらに多種多様にわたる成分の産廃物を分類、調合しセメント原・燃料として再資源化する技術等を開発された。

### 西濃建設株式会社（協会員）

（廃アスコン、コンクリートがら、ALC廃材の再生利用）

はじめアスファルト廃材の再生に取り組み、次々と技術開発を進め、多種多様な廃材を再生し、有効な土木資材として供給されている。

### 丸硝株式会社

（ガラスびんリサイクリング）

ガラス屑排出量の増大に対応して、品質、量の確保の面で安定的な生産体制を整備し、カレットの量産をされている。

## トピックス

### 全産連 感染性廃棄物処理自主基準を作成

(社)全国産業廃棄物連合会は、2月18日、「感染性廃棄物処理自主基準」を発表しました。

この自主基準は、同連合会の医療廃棄物専門部会が、およそ1年半にわたって議論を重ね、広く処理業界の意見を集めて策定したもので、収集運搬と焼却処分の二つから成っています。

自主基準の内容は、収運、焼却処分とも、その処理基準は、法令が要求する基準を上回る事項が随所に見られる他、徹底した従業員教育、安全対策等非常に厳しいものとなっています。

このような自主基準策定に至ったのは、処理業界は、従来から自らの資質の向上と「より良い処理」を目指して努力を重ねてきたところであるが、この「より良い処理」とは何かの基準が示されていなかったため、今回、自主的にその基準を具体的に示したとされています。

この基準は、あくまでも業界の自主活動による業界全体の資質向上を図るもので、これを守るか否かは個々の業者の意思に委ねられるもので、当面は、処理業者に対して「より良い処理」の努力目標を示すという位置づけになるとされています。

将来的には、他の廃棄物に係る自主基準についても順次整備し、より多くの処理業者が達成するような誘導策（具体的には、チェック体制と登録制度の整備）を検討して行くこととされています。

## お知らせ

### 大臣認定 産業廃棄物処理業許可講習会

平成6年度上半期分の開催日程発表さる

岐阜県では産廃処分課程を8月に開催 受講申込受付中

(財)日本産業廃棄物処理振興センターは、このほど、平成6年度上半期分（4月から9月まで）の許可講習会の全国での開催日程を発表しました。

その実施府県別一覧は別表（別表1新規許可、別表2更新許可）のとおりです。受講希望者は、その希望する許可種別、課程の講習会実施都道府県の産業廃棄物協会へ申し込んでください。この場合、予め電話等で問い合わせをしてから申込手続きをとってください。

### 岐阜県実施の産廃処分課程講習会の申込手続

平成6年度上半期において、本協会が実施機関となる講習会は、8月に行う新規許可の処分課程講習会です。受講申込みは4月1日から受けます。受講を希望される方は、次により手続きを進めてください。

#### 第1 講習会の日程等

種 別	開 催 期 間	定 員	会 場
処分課程	平成6年8月2日(火)から5日(金)まで(4日間)	150名	岐阜市蔵田東1-2-2 「サンレイラ岐阜」

## 第2 受講申込みの方法等

- 1 受講を希望される方は予め本協会に連絡され、受講申込状況について確認してください。
  - ① 受講して頂ける場合には、本協会の受講予定者名簿に登載します。
  - ② 本協会の受講予定者名簿に登載されていない場合には、受講申込書を受理できませんのでご注意ください。
  - ③ 受講予定者数が定員に達した場合は、受付を停止することになります。
- 2 受講申込書は、確認された日から1週間以内に本協会へ提出してください。期限を経過した場合には、「ご辞退されたもの」として処理させて頂きます。
- 3 受講申込書の用紙は、各保健所（岐阜市の場合：生活環境部環境総務課）又は本協会で入手ください。やむを得ず郵送を希望される方は、郵送料190円に相当する切手を貼付し送付先を明記した角3型封筒を同封して、本協会にお申し出ください。

## 第3 その他

- 1 受講決定通知ハガキは、開催日1か月位前に送付する予定です。
- 2 受講申込書提出後の変更は、ご容赦ください。
- 3 その他、不明な点がありましたら本協会にお問い合わせください。

**別表1 新規許可講習会開催日程表**

府県\業区分	産業	廃棄物	処理業	特種	別業	管	理	産業
府県				廃棄物	業	物	理	業
富山	4月／27-28							
石川								
福井	9月／1-2							
山梨	7月／28-29							
長野								
岐阜	8月／2-5							
静岡	8月／31-9月／1							
愛知	5月／11-12							
三重	7月／19-20							
滋賀	7月／14-15			9月／27-30				
京都	6月／28-29							
大阪	5月／11-12	7月／7-8	7月／18-21	9月／19-22				
兵庫	4月／21-22	8月／25-26	9月／6-9	7月／11-16				
奈良	6月／8-9	6月／20-23						
和歌山	9月／13-14							

□ は収集運搬課程

■ は処分課程

備考 別表1、2とも中部、北陸、近畿圏の府県のみを掲載しました。他の都道府県の開催日程については当協会、保健所等でお尋ね下さい。

## お 知 ら せ

別表2 更新許可講習会開催日程表

府県\業(課程)区分	産業廃棄物処理業者 収集運搬課	産業廃棄物処理業者 処分課
富山	5月／26	
石川	6月／7	6月／8-9
福井		
山梨	4月／28	
長野	6月／24	
岐阜		
静岡	8月／30	
愛知		
三重	4月／19・20	
滋賀	6月／3	
京都		
大阪	4月／26・27 5月／31 9月／30	6月／1-2
兵庫	5月／19・20 9月／28・29	
奈良	4月／6	4月／7-8
和歌山		

### 大臣認定

## 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

岐阜県は10月に実施予定

受講予約申込を受付中

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業所を設置する事業者は、その事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を置くことが、平成7年4月1日以降は義務付けとなりました。

この管理責任者制度については、本誌第18号（本年1月1日付発行）の22ページ以下に解説として掲載しました。いま一度よく読んでください。

この管理責任者講習会の岐阜県での開催は、10月4日～7日までの4日間（4回）で、次のとおり計画しております。只今、受講予約の申し出を受付けております。

第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
10月4日(火)	10月5日(水)	10月6日(木)	10月7日(金)
・定員各200名		・受講料 11,000円	
・午前9時から午後5時 まで		・場所 岐阜市薮田東 サンレイラ岐阜	

## 受 講 予 約 申 出 の 方 法

- 受講予約の申出は、所定の、受講予約申出書により8月15日までに当協会へ郵送してください。
- 予約申出書を郵送していただくと、協会は、受講日を指定し、受講予約申出書を兼ねた「予約受付票」を返送します。受講申込み（本申込み）の際には、受講申込書にこの「予約受付票」を添付していただきます。  
予約が多くて定員を超えたときは、別途の受講方法を連絡します。
- 受講予約申出書は、「特別管理産業廃棄物管理責任者講習会受講のご案内」というチラシに切り取り線付きで刷り込んであります。  
チラシには、予約申出受付後本申込までの手続き、方法が記載しております。
- チラシは、県下各保健所の環境衛生課（又は衛生課）、県環境整備課、岐阜市環境総務課及び当協会に置いてあります。

### (おことわり)

岐阜県で実施する上記の管理責任者講習会の開催日程は、まだ公表されておりませんが、県内の該当事業所は漏れなく県内で受講していただけるよう、あえて開催予定の段階で、お知らせを兼ねて受講予約の受け付けを行うものであります。

## 道交法改正 5月10日施行 過積載車両に対する規制が強化されます

道路交通法が改正され、本年5月10日から施行されます。

今回の改正は、優良運転者の運転免許証の更新期間を延長するメリット制の導入や、過積載や違法駐車など危険性、迷惑性の高い違反に対する規制の強化などが内容となっています。

以下に、過積載に対する規制部分を岐阜県警のPR資料の抜粋により紹介します。

### 過積載車両の運転に係る罰則等（法第118条関係）

過積載車両に対する罰則が「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」に強化され、反則金や行政処分の基礎点数も引き上げられます。

大型車の10割以上の積載超過は非反則行為となり、反則通告制度が適用されることになります。

### 積載物の重量測定等（法第58条の2関係）

警察官は、過積載と認められる車両を停止させ、運転者に自動車検査証等の提示を求めたり、重量を測定することができるようになります。

停止命令に従わなかったり、重量測定を拒んだ場合等には3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### 過積載車両に係る措置命令（法第58条の3関係）

警察官は、過積載車両の運転者に、代車に積み替えたり超過分を降ろすことなどを命ずることができるようになります。

また、積載超過物を保管する場所がなかったり、生鮮食料品や分割できない積載物の場合等には、過積載の程度や道路又は交通の状況により、通行経路や区間を指定したり、危険防止の措置をとるよう命ずることができるようになります。

警察官の命令に従わなかった場合は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

### 過積載車両に係る公安委員会の指示

#### （法第58条4関係）

車両の使用者が過積載を防止するための適切な運行の管理をしていないと認められる場合に、公

安委員会はその車両の使用者に対し、

- ・過積載を防止するため、運行前に積載物の重量を運転者に確認させる
- ・運転者が違反をしないよう具体的な指導・助言を与える

等の指示をすることができるようになります。

### 過積載車両の運転の要求等の禁止

#### （法第58条の5関係）

荷主、荷送人、荷受人等も運転者に対して過積載となるような要求をしてはならないことになります。

また、くり返し違反を要求している場合には、警察署長が、過積載を要求しないよう命令することができます。

警察署長の再発防止命令に違反した場合は6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

### 過積載車両に係る使用制限命令

#### （法第72条の2関係）

「過積載車両に係る公安委員会の指示」があつたにもかかわらず、指示を受けた日から1年内にその車両で過積載をした場合には、公安委員会は3月を超えない範囲内で期間を定めて、その自動車を運行しないよう命ずることができるようになります。

使用制限命令に従わなかった場合は3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

## マニフェスト購入代金の納入方法について 4月1日から購入代金の納入方法を 一部変更いたします —ご協力を—

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用は、最近、非常に多くなってきており、昨年4月1日から法律上義務付けられた特別管理産業廃棄物に係るマニフェストは当然のこととしても、現在のところ行政指導として行われている特管産廃以外の産業廃棄物に係るマニフェストの伸びがとくに大きく、平成4年度が350箱であったのに対し、本年度は760箱（いずれも特管物以外）と2倍以上の伸びを示しています。

排出事業者の皆さんのが、廃棄物の適正処理に真剣に取り組んでおられる証拠であり、改めて敬意を表する次第であります。

このように、マニフェストの取扱量が増大したことにより、その販売元等の取扱いとの関連から、当協会における代金回収の方法を一部改め、本年

4月1日からは、次のようにいたしますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

### 記

- 購入代金のお支払は、現物との引き替えの現金払いと、振り込みによる後払いの二通りといたします。
- 現物との引き替え払いは、購入のため当協会事務所へ現金を持参してお越し頂いたときにのみに行います。この場合、所定の領収書を発行します。
- 後払いは、マニフェストを購入される際に、当協会発行の郵便局の「振込通知票」をお渡しますので、これにより、必ず、マニフェストを購入された月の翌月の10日までに郵便局へ振り込んでください。（この場合振込手数料は不要です。当協会が負担します。）

## マニフェスト購入の手続き

- 購入しようとするときは、予め、当協会所定の「申込書」に、購入しようとするマニフェストの種類、数量等を記入して申し込んでいただきます。

この場合、遠くて当協会へ出向くことができない方は、電話で申込書用紙を請求してください。折返しFAXで用紙を送信しますので、これに申込事項を記入して、FAX送信により当協会へ申し込んでください。

### 2 マニフェストの引き渡し

マニフェスト現物は、来所申込みのときは、直ちにお渡しします。

送付希望の場合は、宅急便で送りますが、送料は着払いとさせていただきますので、購入者でご負担をお願いします。

- 代金の支払方法

前掲載のとおりですので、ご協力お願いします。

- マニフェストの頒布価格

マニフェストの種類	単位	価格
産業廃棄物 (4枚組)	1セット (100紙入り)	2,500円
建設廃棄物 (4枚組)	1セット (100紙入り)	2,500円
タ (5枚組)	1セット (100紙入り)	2,500円
特別管理産業廃棄物 (6枚組)	1セット (100紙入り)	2,500円
タ (8枚組)	1セット (100紙入り)	3,500円
感染性廃棄物 (6枚組)	1セット (100紙入り)	2,500円
タ (8枚組)	1セット (100紙入り)	3,500円

- マニフェスト購入申込先

〒500 岐阜市薮田南1-11-12 水産会館内

社岐阜県環境保全協会

TEL (0582) 72-9293

FAX (0582) 72-6764

## 新刊図書案内

### 「よくわかる産業廃棄物処理の実務」

編集 (社)全国産業廃棄物連合会  
監修 厚生省生活衛生局産業廃棄物対策室  
体裁 A5判・300頁  
価格 3,000円（税込・送料実費）  
特価 2,700円（税込）  
発行 第一法規出版株式会社

◎産業廃棄物の収運、処分、再生までの全過程を法による規制を踏まえて解説し、さらに処理業の許可申請、処理施設の設置申請、処理業の業務管理等にまでわたって解説され、処理事業者にとって適切な手引書であると同時に、これから産業廃棄物処理業を始めようとする方の必携の書でもあります。

本書の購入を希望される方は、5月10日までに当協会へお申込みください。特価(2,700円)扱いであっせんいたします。

## 編集後記

協会も創立5周年を迎え、新たな5年へ向けて出発することになりました。

この5年の間に、廃棄物処理を取り巻く環境は、大きく変わりました。

廃棄物処理法の抜本改正、リサイクル法、産廃処理施設整備促進法等、廃棄物処理への公共関与の制度化を含む廃棄物関連三法が整備され、廃棄物の減量化、再資源化への真剣な取り組みがなされ、処理施設整備への公共関与の動きが全国的な高まりをみせています。

また、市民の間にも、廃棄物、リサイクル問題への関心が高まり、地球にやさしい生活スタイルへの転換、ゴミの分別回収等の運動が各地で起こっています。企業は、企業で廃棄物の減量化、リサイクルに社運をかけた取り組みがなされ、一方において、小は台所の水切りネットから、大は巨大な処理プラントの開発まで、環境ビジネスが華やかに展開されています。

この5年間は、地球環境の保全・廃棄物問題が非常な高まりをみせた5年間であったと思いま

す。私どもは、こうした『環境保全熱』が一時の騒ぎに終わることなく、未来の地球のために本当に定着することを心底から願うものであります。

さて本号は、創立5周年にあたり、「創立5周年記念特集号」としてお届けいたします。

知事さん、県会議長さんはじめ多くの方からお祝辞を頂き、また、創立期に携わられた先輩からの創草期のご苦労話、行政、産業界からの激励のお言葉等をお寄せいただき、記念誌にふさわしい、有意義な内容となりました。ここに厚くお礼申し上げます。

協会の今後は、理事長の巻頭のあいさつにもありますように、排出事業者、処理事業者共同のうえに立っての新しい処理体制の確立に向けての事業展開でなければならないと思います。

今後とも、変わらぬご指導、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本号の発行が大変遅れて申し訳ございません。深くおわび申し上げます。

(広報編集委員 山村けい)

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい

副委員長 浅野 勇

委員 坂井 修 川合 清和 田中 寛  
野々村 清 野村 清晴 山口 繁

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用しております。)

## 協 賛 広 告

岐 阜 碎 石 販 売 組 合

岐 阜 日 野 自 動 車 株 式 会 社

コ マ ツ 岐 阜 株 式 会 社

金 神 鋼 業 株 式 会 社

日 産 デ イ ゼ ル 岐 阜 販 売 株 式 会 社

(50音順)

## 岐阜碎石販売組合

理事長 雁部繁夫

副理事長 山村 隆

〒502 岐阜市三島町1丁目5番地

TEL <0582> 33-2626

### 組合員

山村碎石株式会社

曾根碎石株式会社

株式会社北村組

松栄碎石株式会社

株式会社雁部建設

北部開発株式会社

椿洞開発株式会社

株式会社雁音

岐阜碎石株式会社

スピードひかえて安全運転。

日野自動車

シートベルトを忘れずに。

**Hino**

コックピットは、ドライバーのオフィスだ。乗心地を圧倒的に向上させたエア フローティング キャブ。

ナイトクルージングで視認性や操作性に優れたラウンドタイプのインバネ。

余裕の収納力を誇る豊富なコンソール類。居住性を追求したフルフラットシート&amp;ベッド。

徹底したトータルセーフティ。そして、ビルや街と同じ美意識を持ったスタイル。

すべては、ドライバーになめらかに。すべては、社会になめらかに。

好評スーパードルフィン プロフィア。

物流をなめらかに変える、円熟のテクノロジーです。

なめらかな先端。



撮影用特別仕様車

物流の21世紀へ。

**スーパードルフィン プロフィア****岐阜日野自動車株式会社**

本 社／岐阜市北鶴 5 丁目57番地

●営業所／岐阜・各務原・大垣・安八・多治見・中津川

TEL &lt;0582&gt; 71-8811

美濃加茂・美濃・高山・萩原・総合センター

“鐵”と“建設”を通じて地域社会で貢献する  
金神鋼業グループ



KON-JIN

# 金神鋼業株式会社

代表取締役会長 金 神 徹 三

代表取締役社長 金 神 徹 政

**本社・ 鐵筋部門**

岐阜市南鶴5丁目4番地の4 〒500

PHONE (0582)71-4567代 FAX (0582)73-4300

**穂積加工センター**

岐阜県本巣郡穂積町生津天王町2丁目9番地 〒501-02

PHONE (05832)6-5500 FAX (05832)6-5522

**総合建築部門  
カネックス**

岐阜市北鶴4丁目11番地 〒500

PHONE (0582)76-1611代 FAX (0582)76-1616

**鐵骨部門**

岐阜県本巣郡穂積町稲里235番地 〒501-02

PHONE (05832)7-7111代 FAX (05832)7-7113

**シャーリング部門**

岐阜市日置江3丁目85番地 〒501-61

PHONE (0582)79-1251代 FAX (0582)79-1260

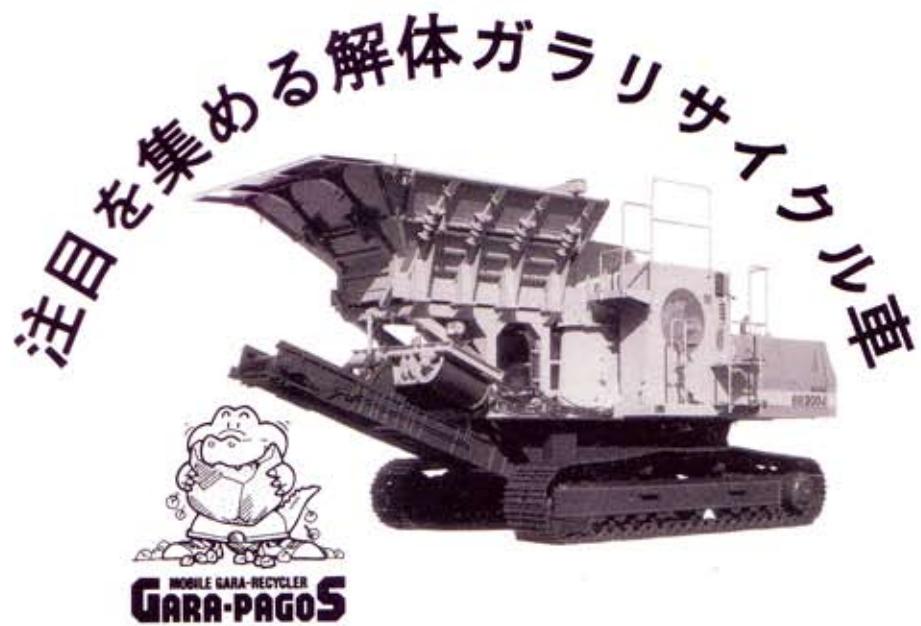


人にやさしく、  
街にあたたかく。

## 日産ディーゼル岐阜販売株式会社

本社 羽島郡岐南町平成6-80

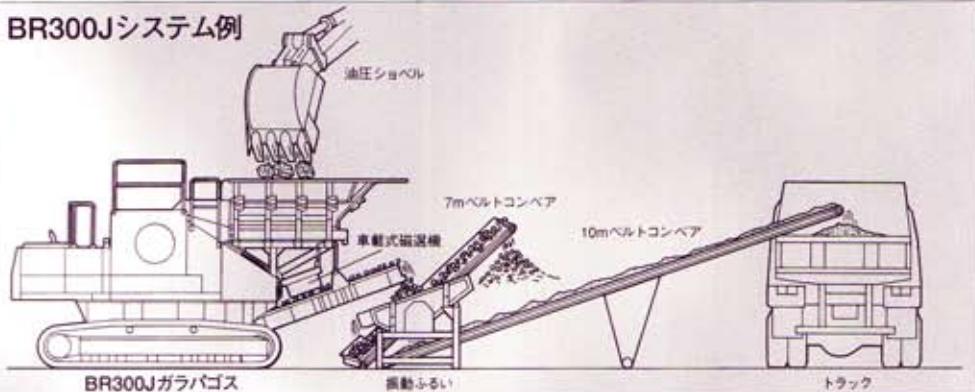
- 本 社 / ☎ 0582-46-2381
- 岐 阜 支 店 / ☎ 0582-46-2381
- 大 垣 支 店 / ☎ 0584-92-1281
- 東 濑 支 店 / ☎ 0572-55-6835
- 中 濑 営 業 所 / ☎ 0574-26-6128
- 高 山 営 業 所 / ☎ 0577-33-4696



自走式の解体ガラリサイクル車、ガラパゴス、誕生。

コンクリートガラ アスファルトガラ 建築廃材 産業廃棄物

BR300Jシステム例



**KOMATSU**  
コマツ 岐阜(株)

岐阜支店 ☎(0583)89-0303  
岐阜営業所 ☎(0582)71-3331  
郡上営業所 ☎(05758)2-4185  
土岐支店 ☎(0572)54-6135  
恵那営業所 ☎(0573)26-3361  
大垣支店 ☎(0584)92-0003  
南濃営業所 ☎(0584)53-3221  
可茂支店 ☎(0574)27-2655



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成6年3月30日発行	第19号
編集 発行 社団法人 岐阜県環境保全協会	
理事長 小瀬洋喜	
〒500 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階	
TEL <0582> 72-9293	
FAX <0582> 72-6764	
印刷 共和印刷株式会社	